資料１－１

令和元年度見直し対象法人の新中（長）期目標（案）

〔内閣府〕
○（研）日本医療研究開発機構　・・・１

〔厚生労働省〕
○（中）年金積立金管理運用独立行政法人　・・・39

〔経済産業省〕
○（中）経済産業研究所　・・・85
○（中）工業所有権情報・研修館　・・・97
○（研）産業技術総合研究所　・・・123

別紙１

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

中長期目標（第２期）（案）

令和２年〇月

内　　閣　　府

文 部 科 学 省

厚 生 労 働 省

経 済 産 業 省

目次

Ⅰ．政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割........................2
Ⅱ．中長期目標の期間 4
Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 4
（１）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等....................... 4
（２）基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施 6
（３）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等 12
Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項 13
Ⅴ．財務内容の改善に関する事項 14
Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項 14

※Ⅲ．（１）～（３）の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の４の規定により、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

Ⅰ．政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割

＜法人の設立経緯＞

我が国は、世界最高水準の平均寿命を達成し、人類誰もが願う長寿社会を現実のものとした。世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国にあって、国民が更に健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（健康長寿社会）を形成することが急務となっている。

このような背景から、「日本再興戦略- JAPAN is BACK-」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）において、医療分野の研究開発の司令塔機能を創設することとされ、基礎から実用化まで切れ目ない研究管理の実務を行う独立行政法人の創設等の措置を講ずることが明記された。平成 26 年５月の独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）の成立を経て、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が設立された。

＜法人の使命＞

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備等の業務を行うことを目的としている。

＜法人の現状と課題＞

AMED は、同計画において、医療分野の研究開発及びその環境整備の実施・助成について中核的な役割を担う機関として位置付けられている。同計画に従って、医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）を統合プロジェクトとして集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を実施してきたところである。

第１期中長期目標期間（平成 27 年４月から令和２年３月）においては、AMED 設立以降、AMED において基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する体制が構築され、それによりアカデミアのシーズが実用化に至るなど優れた研究開発成果が多数創出された。

一方、課題として、様々な疾患に展開可能なモダリティ（技術・手法）等の開発が疾患別の統合プロジェクトにより特定の疾患に分断されていたこと、「予防／診断／治療／予後・QOL（生活の質）」といった開発目的が必ずしも明確になっていないことなどが挙げられる。

＜政策を取り巻く環境の変化＞

また、世界的に医療分野や生命科学分野で研究開発が加速するとともに AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野のイノベーションが加速し、医療分野への展開が見込まれているとされている。我が国の疾病構造をみると、生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響を与えるようになっており、こうした疾患への対応として、診断や治療に加え、予防や共生の取組も重要である。

＜第２期中長期目標期間における取組等＞

これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第２期中長期目標期間においては、

- AMED は、健康・医療戦略推進本部の下、医療分野の研究開発において中核的な役割を果たす機関として、医療分野研究開発推進計画に基づき、産学官の中心となり、大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を引き続き実施していく。
- この目的に資するため、適切な組織・人員体制を構築するとともに、第１期中長期目標期間中にあった統合プロジェクトについて、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約・再編し、６つの統合プロジェクト（①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤）とした上で、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を行う。
- ６つの統合プロジェクトについては、モダリティ等を軸とした統合プロジェクトとし、AI などデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開する。その際には、「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的を明確にしつつ研究開発を進める。
- 加えて、より速やかな研究成果の実用化・医療への展開のため、統合プロジェクト間の研究成果の展開を進めるとともに、科学研究費助成事業、インハウス研究機関や民間企業など、関連する研究を実施している研究機関や産業界等との連携を推進していく。

このような AMED に期待されている役割が十分発揮され、世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の形成に資することを期待しているものである。

なお、評価に当たっては、下記の目標を踏まえ別途定める評価軸等に基づき実施するが、医療分野の研究開発は、長期性や不確実性等といった特性に加え、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や医薬品医療機器等法に基づく承認申請が必要であるなど、他の研究分野にはない特殊性があることを十分踏まえ、目標の達成度のみならず、達成に向けた過程や成果の影響度等を総合的に評価する。

※政策体系図は別紙のとおり。

Ⅱ．中長期目標の期間

AMEDの中長期目標の期間は、令和２年４月から令和７年３月までの５年間とする。

Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

（１）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等

①　医療に関する研究開発のマネジメントの実現

疾患を限定しないモダリティ等の６つの統合プロジェクト毎に、関係府省の医療分野の研究開発関連予算を集約し、基礎から実用化までの研究開発を一元的かつ一貫してマネジメントする体制を構築する。

具体的には、世界の最新の情勢を把握したプログラムディレクター（PD）、プログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）等を配置し、研究開発のマネジメント体制を構築する。配置されたPD等が、研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化（スクリーニングや最適化研究）、優れた基礎研究成果を臨床研究、治験及び産業化へつなげるためのマネジメント（進捗管理・助言、規制対応等）並びに適切な研究実施のための監視・管理機能などのマネジメント機能を果たす。

各統合プロジェクトにおいて、「予防／診断／治療／予後・QOL」という開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組となるようマネジメントを行う。また、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズを理事長の下においたアドバイザリーボード等で把握しつつ、AMED Management System（AMS）の活用、トランスレーショナル・リサーチ（TR）やリバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR）による基礎と実用化の橋渡し、研究成果の有効活用や他領域への展開のためのデータシェアの促進などの事業間連携を推進する。

さらに、各統合プロジェクト間の連携を十分に確保する。特に（２）④ゲノム・データ基盤プロジェクト、⑤疾患基礎研究プロジェクト及び⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクトについては、他の研究の基礎・基盤となる性格のプロジェクトであることから、情報の共有や研究成果の他の研究への展開を図る。また、科学研究費助成事業、インハウス研究機関や民間企業の研究開発とも連携して統合プロジェクトを推進する。融合領域については、他の資源配分機関とも適切に連携・分担を図る。

疾患領域に関連した研究開発は上記の統合プロジェクトの中で実施するが、2040年の人口動態を見据え、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野（がん、生活習慣病（循環器、糖尿病等）、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症（AMR含む）等）について、戦略的・体系的な研究開発が推進されるよう、具体的な疾患に関するプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、研究課題採択後に予算規模や研究状況等を把握し、関係府省において事業の検討等の参考にする。

個別研究課題の選定においてピア・レビューを行うための評価委員会を設置し、評価の質及び公正性・透明性の一層の向上を図り、将来的な成果につながるシーズの育成や人材育成等の視点にも留意しつつ、成果が見込まれる研究課題を選定する。ピア・レビ

ューの方法等について、国内外の知見の収集を行い、これまで各分野で異なっていた評価システムの共通化・最適化を進める。

学会、産業界、他の政府機関等の外部の知見も活用し、国内外の技術開発動向を把握し、シンクタンク機能を果たす。

② 研究不正防止の取組の推進

基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、他の関係機関と連携を図りながら、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成等に努める。

③ 研究データマネジメント

研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する。

AMED が実施した研究開発から得られたデータが持続的に共有されるよう、研究データ基盤のクラウド化をはじめとするデータ共有の取組を推進する。（２）④ゲノム・データ基盤プロジェクトにおいてデータの共有を推進し、その実施状況を踏まえつつ他の統合プロジェクトへの展開を検討する。

④ 実用化へ向けた支援

研究成果の実用化に向け、戦略的な知財管理を行うとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）や官民の支援機関等とも連携して、インキュベーション機能や産学官連携のマッチング機能を果たす。

具体的には、令和２年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法の改善に活用する。また、研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した研究成果と企業のニーズとのマッチング支援を行う。さらに、PMDA や株式会社 INCJ 等との連携を通じた実用化を促進する取組を行う。これらの取組を実施することにより、第１期中長期目標期間の実績等を踏まえ、令和６年度までの達成目標として、

・研究機関の知財取得件数　100 件
・企業とのマッチング成立（協力協定締結、企業導出等）件数　290 件

を目指す。ただし、上記の目標の達成に向けて、知的財産取得への支援、マッチング支援を行う際には、支援対象の質に十分配慮する。

⑤ 国際戦略の推進

最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめとする国際貢献及び協力は、我が国の研究開発にとっても必要であり、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。加えて、産業化の視点では、

真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識しつつ、日本の産業競争力の強化を図る必要がある。

このような認識の下、研究開発の推進にあたり、海外の主要なファンディング機関等の関係機関や専門人材とのネットワーキングを活用するなど適切な国際連携を図る。また、グローバルなデータシェアリングへの戦略的な対応を行う。さらに、海外事務所も活用し国際共同研究の推進・調整や情報収集・発信等を行う。

（２）基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施

推進計画に基づき、疾患を限定しないモダリティ等の６つの統合プロジェクトに再編し、統合プロジェクト毎にプロジェクトを推進する。

①　医薬品プロジェクト

医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。このため、新たなモダリティの創出から各モダリティのデザイン、最適化、活性評価、有効性・安全性評価手法や製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発を行う。さらに、様々なモダリティに関する技術・知見等を疾患横断的に活用して新薬創出を目指す。また、創薬デザイン技術や化合物ライブラリー、解析機器の共用など創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- 疾患メカニズムに関するタンパク質間相互作用等に着目した創薬標的の探索
- 化合物の構造解析技術や計算科学を活用した創薬デザイン
- 抗体医薬の高機能化・低分子量化や、核酸・中分子医薬のデザイン・合成・評価など、新たなモダリティに関する基盤的な技術
- 新規ドラッグ・デリバリー・システムや、新たなモダリティの活性・物性等評価技術などの周辺技術
- DNA ワクチン等の治療用ワクチン、アジュバント技術
- バイオ医薬品の連続生産技術などの医薬品製造技術
- 免疫チェックポイント阻害剤等の患者層別化に資する、免疫細胞解析とパスウェイ解析等との統合解析による新規バイオマーカー探索技術

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）[1]を以下のとお

---

[1] 研究開発の直接的な成果に関する指標（アウトプット）及び当該プロジェクトによる波及効果も含めた成果に関する指標（アウトカム）を設定する。それぞれにつき、数値目標に加え、数値目標は置かないものの PDCA サイクルの中で適時適切に状況を把握し検証の参考とする指標（その他管理指標）を必要に応じて置く。

り設定する。

<アウトプット>
〇シーズ研究に関する指標
・非臨床POCの取得件数　25件
・創薬支援ネットワークの活動による有望創薬シーズの企業導出件数　10件
〇実用化に関する指標
・臨床POCの取得件数　５件
〇新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標
・新モダリティ・先進手法に関する採択課題の割合　75％
（その他管理指標）
〇シーズ研究に関する指標
・創薬支援ネットワークの活動状況
－ ３独法（理研/基盤研/産総研）による支援の状況
－ 支援継続／終了の状況
〇新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標
・創薬等の効率化に資する先進手法の開発状況

<アウトカム>
〇実用化に関する指標
・シーズの企業への導出件数　60件
・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　10件
〇新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標
・創薬等の効率化に資する先進手法の企業導出件数　120件
（その他管理指標）
〇実用化に関する指標
・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況

②　医療機器・ヘルスケアプロジェクト

AI・IoT技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者のQOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組む。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

・　計測、微細加工、生体親和性の高い素材等、医療分野への応用を目指した要素技術
・　検査・診断の簡易化や、精度向上・常時計測等の早期化に関する技術
・　診断・治療の高度化や一体化のための、デジタル化・データ利活用や複数機器・シ

ステムの統合化等に関する技術
- 生活習慣病等の予防のための行動変容を促すデバイス・ソフトウェア
- 高齢化により衰える機能の補完やQOL向上のための機器

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

＜アウトプット＞
〇シーズ研究に関する指標
・非臨床POCの取得件数　25件
〇医療機器の開発に関する指標
・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する採択課題の割合　25％
〇ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標
・ヘルスケア関連機器等の実証完了件数　35件

＜アウトカム＞
〇シーズ研究に関する指標
・シーズの他事業や企業等への導出件数　15件
〇医療機器の開発に関する指標
・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認件数　20件
〇ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標
・ヘルスケア関連機器等の上市等の件数　10件
（その他管理指標）
〇医療機器の開発に関する指標
・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況

③　再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的iPS細胞等を活用した病態解明・創薬研究、必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- 幹細胞の特性に応じた細胞株の樹立、培養、分化誘導等に関する基礎的な技術
- 疾患特異的 iPS 細胞の適応拡大に資する研究開発、灌流培養を用いた臓器チップの開発、及び病態解明・創薬研究等への応用
- 再生・細胞医療や創薬研究等に用いる細胞原料を含む生体材料や研究資源の品質

管理・供給基盤構築
- 細胞組織の三次元化等の臓器再生に関する技術
- 遺伝子治療に関する安全で高生産かつ安価な国産ホスト細胞樹立及び標準的なウイルスベクターの構築
- オフターゲットでの変異発現等の既存の技術課題への対応可能な遺伝子編集技術、及びそれらを応用した免疫細胞機能の強化や幹細胞を経ない分化誘導等の、再生・細胞医療と遺伝子治療の融合研究を進めるための基礎的な技術
- 大量培養や精製、品質評価・管理手法等の製造関連技術

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

＜アウトプット＞

○シーズ研究に関する指標

・非臨床POCの取得件数　25件　（うち遺伝子治療　５件）

・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400件

○実用化に関する指標

・治験に移行した研究課題数　20件　（うち遺伝子治療　２件）

（その他管理指標）

○シーズ研究に関する指標

・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

○実用化に関する指標

・臨床研究に移行した研究課題数（うち遺伝子治療の研究課題数）

＜アウトカム＞

○シーズ研究に関する指標

・シーズの他事業への導出件数　30件

○実用化に関する指標

・企業へ導出される段階に至った研究課題数　10件
（うち遺伝子治療　２件）（うち企業へ導出された件数　２件）

・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　２件以上

（その他管理指標）

○シーズ研究に関する指標

・関連する国際的なガイドライン等策定への参画状況

○実用化に関する指標

・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況

・遺伝子治療の製造に関する要素技術の研究開発の進展状況

④　ゲノム・データ基盤プロジェクト

健常人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レジストリ、臨床情報等を統合し、研究開発を推進するために必要なデータ基盤を構築する。その際、すべてのゲノム・データ基盤においてデータシェアリングを進め、特に、AMED で行う研究開発については、研究成果として得られたデータを共有する。

こうしたゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰して遺伝子変異・多型と疾患の発症との関連等から疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。

また、レジストリ等の医療データを活用した新たな診断･介入法の実装に向けた研究、無形の医療技術やそれに関連するシステムの改善、改良を目指したデータ収集等の研究を行う。

特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。

- 全ゲノム解析を活用したがんの新規原因遺伝子等の探索や、さらにオミックス解析も活用した難病等の新規原因遺伝子等の探索による、病態解明、早期診断に資する研究
- ゲノム解析等を活用した糖尿病、認知症等の多因子疾患に関する予防、早期診断、治療最適化に資する研究

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

＜アウトプット＞

○データ基盤を活用した研究に関する指標

- 非臨床POCの取得件数　５件
- 臨床POCの取得件数　10件
- 研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　900件
- 新たな疾患発症メカニズム解明件数　10件
- 新たな疾患関連遺伝子・薬剤関連遺伝子の同定数　25件

（その他管理指標）

○データ基盤構築・活用に関する指標

- データ基盤構築の状況（連携、解析体制を含む）
- アカデミア、企業によるデータ基盤の利活用実績

○データ基盤を活用した研究に関する指標

- 研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

＜アウトカム＞
〇データ基盤を活用した研究に関する指標
・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　25件
・臨床的に実用可能なバイオマーカー等の開発件数　15件
・疾患の原因となる遺伝子変異に基づく新規の診断・治療法の開発件数　５件

⑤　疾患基礎研究プロジェクト

医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築する。

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

＜アウトプット＞
〇シーズ研究に関する指標
・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400件
（その他管理指標）
〇シーズ研究に関する指標
・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

＜アウトカム＞
〇シーズ研究に関する指標
・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　10件

⑥　シーズ開発・研究基盤プロジェクト

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結びつける。

また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR)、実証研究基盤の構築を推進し、基礎研究から臨床研究まで一貫した循環型の研究支援体制や研究基盤を整備する。

特に、異分野・モダリティ融合的なシーズの研究開発や、上記①～④のプロジェクトに将来的に繋がりうるシーズの継続的発掘、育成に取り組む。

これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。

＜アウトプット＞

〇シーズ研究に関する指標

・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　550件

〇研究基盤に関する指標

・医師主導治験届の提出件数（体外診断用医薬品については臨床性能試験の申請件数）　170件

（その他管理指標）

〇シーズ研究に関する指標

・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況

＜アウトカム＞

〇シーズ研究に関する指標

・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　125件

〇研究基盤に関する指標

・医薬品等の薬事承認申請の件数　30件

（３）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

①　政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等

政府出資を活用し、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。

当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難な革新的医薬品・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

②　健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の２第１項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けた。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、戦略協議会（仮称）等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも

十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進するとともに、基金と企業原資の研究費を組みあわせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項

（１）業務改善の取組に関する事項

①　組織・人員体制の整備

AMEDに求められる機能（研究開発のマネジメント（データベースの構築を含む。）、研究不正の防止、研究データマネジメント、実用化へ向けた支援、国際戦略の推進）を果たすため、適切な組織・人員体制を整備する。また、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。

特に、AMEDにおけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすPD、PS、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行う。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用する。

②　PDCAサイクルの徹底

AMEDで行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCAサイクルを徹底する。

③　適切な調達の実施

調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、AMEDが策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

④　外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、AMED自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用する。

⑤　業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で２％以上、事業費は毎年度平均で１％以上の効率化を達成する。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講ずる。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

医療研究開発を円滑に促進するために、AMED から交付される研究費について現場で効果的に使えるよう工夫を行う。

（２）業務の電子化に関する事項

電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、AMED の制度利用者の利便性の向上に努める。また、幅広い ICT 需要に対応できる AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。

Ⅴ．財務内容の改善に関する事項

（１）運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

（２）保有資産の処分等

AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては処分等を行う。

Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項

（１）内部統制に係る体制の整備

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、「『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等に記載された事項を参考にする。

（２）コンプライアンスの推進

AMED が医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。

（３）情報公開の推進等

AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

（４）情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

（５）職員の意欲向上と能力開発等

AMED における業務のノウハウを継承・蓄積し、業務を効率的・効果的に進めるため、医療分野の研究開発のマネジメントを行う人材の確保・育成方策を策定し、人材確保・育成を進める。その際、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき策定している「人材活用等に関する方針」に留意する。

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図る。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努める。

また、女性の活躍を促進するための取組を推進する。

別添：用語集

・AMR：Antimicrobial Resistance の略
抗菌剤（抗生物質及び合成抗菌剤）をはじめとする抗微生物剤への薬剤耐性のこと

・ICT：Information and Communication Technology の略
情報通信技術

・PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略
独立行政法人医薬品医療機器総合機構。国民保健の向上に貢献することを目的として、医薬品の副作用等による健康被害に対する迅速な救済、医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性に対する審査、市販後の安全性に関する情報の収集・分析・提供を行っている。

・POC：Proof of Concept の略
研究開発の段階にある新たな概念が実証されること

・ゲノム
遺伝子（gene）と染色体（chromosome）から合成された言葉で、DNA の全ての遺伝情報のこと

・ゲノム医療
ヒトの遺伝情報（ゲノム情報）を利用して、個々の患者の薬剤に対する反応性や副作用を予測したり、患者ごとの罹患予想に基づいた予防等を行う医療

・治験
医薬品や医療機器等の製造販売承認申請に際して提出するべき資料のうち、臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的として実施する臨床試験

・バイオマーカー
客観的に測定され、評価される特性値であり、正常な生物学的プロセス、病理学的プロセス、又は治療的処置に対する薬理学的反応の指標

・ピア・レビュー
専門分野の近い複数の研究者による審査

・臨床研究
医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解

並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの

別紙

日本医療研究開発機構に係る政策体系図

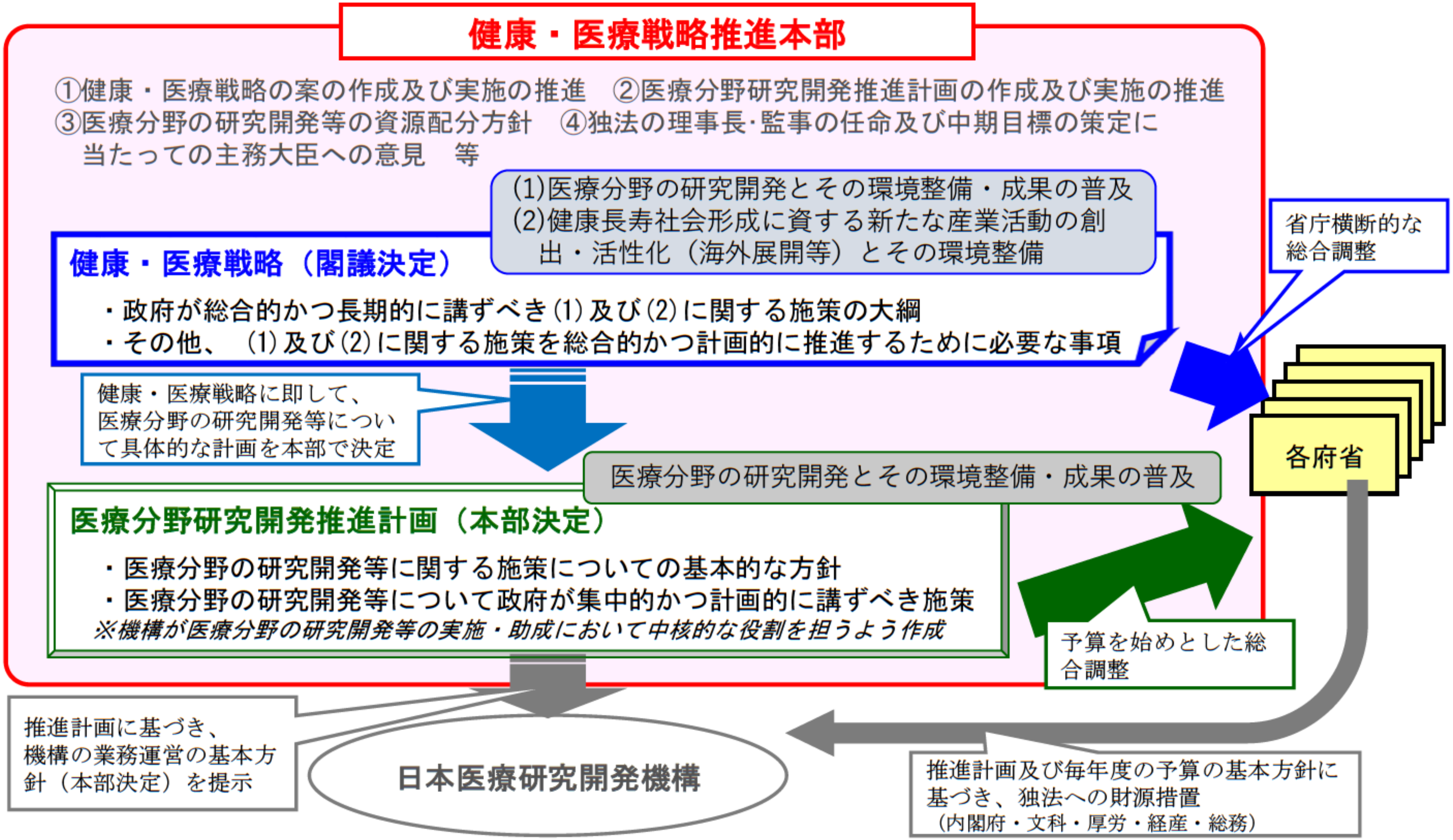

日本医療研究開発機構（AMED）の使命等と目標の関係

（使命）

AMEDは、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人等の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等の研究支援を実施。

（現状・課題）

○医療分野の研究開発関連予算を統合プロジェクトとして集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を実施することにより、多数の研究成果が創出。

○様々な疾患に展開可能なモダリティ（技術・手法）等の開発が疾患別の統合プロジェクトにより特定の疾患に分断。

○「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的が不明確。

（環境変化）

○AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開見込。

○我が国の疾病構造をみると、生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響。これらへの対応として、診断や治療に加え、予防や共生の取組も重要である。

（中長期目標（第2期）案）

○AMEDを核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図る。

○疾患を限定しないモダリティ等の6つの統合プロジェクト（①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤）に再編し、AIなどのデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に展開する。

○「予防／診断／治療／予後・QOL」といった開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組を行う。

○基金等を活用した中長期的な研究開発等を促進する。

○医療分野の研究開発マネジメント等のAMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等を進める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構に関する評価軸等について（第２期）（案）

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上 **（１）AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等** **①　医療に関する研究開発のマネジメントの実現** 　疾患を限定しないモダリティ等の６つの統合プロジェクト毎に、関係府省の医療分野の研究開発関連予算を集約し、基礎から実用化までの研究開発を一元的かつ一貫してマネジメントする体制を構築する。 　具体的には、世界の最新の情勢を把握したプログラムディレクター（PD）、プログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）等を配置し、研究開発のマネジメント体制を構築する。配置された PD 等が、研究の実施、研究動向の把握・調査、シーズの探査・育成研究の強化（スクリーニングや最適化研究）、優れた基礎研究成果を臨床研究、治験及び産業化へつなげるためのマネジメント（進捗管理・助言、規制対応等）並びに適切な研究実施のための監視・管理機能などのマネジメント機能を果たす。 　各統合プロジェクトにおいて、「予防／診断／治療／予後・QOL」という開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組となるようマネジメントを行う。また、患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズを理事長の下においたアドバイザリーボード等で	• 配置された PD、PS、PO 等が、プロジェクトマネジメント機能を果たしたか。 • 各統合プロジェクトにおいて、個々の事業・研究課題の「予防/診断/治療/予後・QOL」という開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組となるようマネジメントを行ったか。 • 患者や医療現場、研究者、産業界等からのニーズを理事長の下においたアドバイザリーボード等で把握したか。 • AMS の活用、基礎と実用化の橋渡し、データシェアの促進などの事業間連携を推進したか。 • 各統合プロジェクト間の連携を十分に確保したか。 • （２）④ゲノム・データ基盤プロジェクト、⑤疾患基礎研究プロジェクト及び⑥シーズ創出・研究基盤プロジェクトについて、情報の共有や研究成	• 研究・経営評議会の取組状況 • プロジェクトマネジメントの取組状況 • アドバイザリーボードの取組状況 • 事業間の連携の進捗状況 • 各統合プロジェクト間の連携の進捗状況 • 左記のプロジェクトにおける情報共有および研究成果の他研究への展開に向けた取組状況 • 科学研究費助成事業、インハウス研究機関や民間企業における研究開発との連携に関する進捗状況	• PDPSPO 会議実施回数 • 複数の事業間の連絡会・シンポジウム等の実施回数 • 統合プロジェクト全体の PDPSPO 会議等の実施回数 • 複数の統合プロジェクトの合同 PDPSPO 会議等の実施回数 • 評価委員会の設置数 • 評価委員会の開催実施回数

1

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
把握しつつ、AMED Management System（AMS）の活用、トランスレーショナル・リサーチ（TR）やリバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR）による基礎と実用化の橋渡し、研究成果の有効活用や他領域への展開のためのデータシェアの促進などの事業間連携を推進する。 さらに、各統合プロジェクト間の連携を十分に確保する。特に（２）④ゲノム・データ基盤プロジェクト、⑤疾患基礎研究プロジェクト及び⑥シーズ開発・研究基盤プロジェクトについては、他の研究の基礎・基盤となる性格のプロジェクトであることから、情報の共有や研究成果の他の研究への展開を図る。また、科学研究費助成事業、インハウス研究機関や民間企業の研究開発とも連携して統合プロジェクトを推進する。融合領域については、他の資源配分機関とも適切に連携・分担を図る。 疾患領域に関連した研究開発は上記の統合プロジェクトの中で実施するが、2040 年の人口動態を見据え、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野（がん、生活習慣病（循環器、糖尿病等）、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症（AMR 含む）等）について、戦略的・体系的な研究開発が推進されるよう、具体的な疾患に関するプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、研究課題採択後に予算規模や研究状況等を把握し、関係府省において事業の検討等の参考にする。 個別研究課題の選定においてピア・レビューを行うための評価委員会を設置し、評価の質及び公正性・透明性の一層の向上を図り、将来的な成果につながるシーズの育成や人材育成等の視点にも留意しつつ、成果が見込まれる研究課題を選定する。ピア・レビューの方法等について、国内外	果の他の研究への展開を図ったか。 • 科学研究費助成事業、インハウス研究機関や民間企業の研究開発とも連携して統合プロジェクトを推進したか。 • 融合領域について、他の資源配分機関とも適切に連携・分担を図ったか。 • 現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野について、戦略的・体系的な研究開発が推進されるよう、具体的な疾患に関するプロジェクト間の連携を常時十分に確保したか。研究課題の状況を把握し、事業の検討等の参考にしたか。 • 個別研究課題の選定においてピア・レビューを行うための評価委員会を設置し、評価の質及び公正性・透明性の一層の向上を図り、将来的な成果につながるシーズの育成や人材育成等の視点にも留意しつつ、成果が見込まれる研究課題を選定したか。 • ピア・レビューの方法等について、国内外の知見の収集を行い、これまで各分野で異なっていた評価システムの共通化・最適化を進めたか。 • 学会、産業界、他の政府機関等の外部の知見も活用し、国内外の技術開発動向を把握し、シンクタンク機能を果たしたか。	• 融合領域に関する他の資源配分機関との取組状況 • 我が国において社会課題となる疾患分野に関するプロジェクト間の連携状況および研究課題についての把握・活用状況 • 個別研究課題の選定における評価委員会の設置・実施状況 • ピア・レビュー方法等における評価システムの共通化・最適化に関する取組状況 • シンクタンク機能に関する取組状況	

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
の知見の収集を行い、これまで各分野で異なっていた評価システムの共通化・最適化を進める。 学会、産業界、他の政府機関等の外部の知見も活用し、国内外の技術開発動向を把握し、シンクタンク機能を果たす。			
② 研究不正防止の取組の推進 基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、専門の部署を置き、自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図るとともに、他の関係機関と連携を図りながら、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成等に努める。	• 自らが配分する研究費により実施される研究に対して、公正かつ適正な実施の確保を図ったか。 • 他の関係機関と連携を図りながら、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めたか。	• AMED で実施されている研究の公正かつ適正な実施の確保に向けた取組状況 • 研究不正の防止に関するノウハウの蓄積、専門的な人材育成の取組状況	• 研究不正防止に係る説明会の開催回数及び受講者数 • 研究倫理教育プログラムの履修確認報告された課題数
③ 研究データマネジメント 研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施する。 AMED が実施した研究開発から得られたデータが持続的に共有されるよう、研究データ基盤のクラウド化をはじめとするデータ共有の取組を推進する。（２）④ゲノム・データ基盤プロジェクトにおいてデータの共有を推進し、その実施状況を踏まえつつ他の統合プロジェクトへの展開を検討する。	• 研究の進捗状況の把握、研究データの管理（データ入力、集計、解析）、研究成果や知的財産の管理等の研究マネジメントを効率的に実施したか。 • AMED が実施した研究開発から得られたデータが持続的に共有されるよう、研究データ基盤のクラウド化をはじめとするデータ共有に向けた取組を推進したか。 • （２）④ゲノム・データ基盤プロジェクトにおけるデータ共有の実施状況を踏まえつつ他の統合プロジェクトへの展開を検討したか。	• 研究データマネジメントの取組状況 • 研究データ基盤のクラウド化をはじめとしたデータ共有に関する取組状況 • 他の統合プロジェクトへの展開の検討状況	• 研究データ管理を行うデータマネージャー（DM）研修の実施状況（回数及び人数）
④ 実用化へ向けた支援 研究成果の実用化に向け、戦略的な知財管理を行うとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）や官民の支援機関等とも連携して、インキュベーション機能や産学官連携のマッチング機能を果たす。 具体的には、令和２年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用	• 研究成果の実用化に向け、戦略的な知財管理を行ったか。 • PMDA や官民の支援機関等とも連携して、インキュベーション機能や産学官連携のマッチング機能を果たしたか。 • 令和２年度までに研究成果が実用化につながった事例の要因分析や成果活用実績の把握を行い、研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法	• 知的財産支援の実施状況 • 研究機関の知財取得等件数 • インキュベーション機能や産学官連携のマッチング機能の取組状況 • 企業とのマッチング成立件数	• 知的財産管理・相談窓口への相談件数 • PMDA、株式会社 INCJ と連携した出口戦略の策定・助言数

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
化の支援手法の改善に活用する。また、研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した研究成果と企業のニーズとのマッチング支援を行う。さらに、PMDA や株式会社 INCJ 等との連携を通じた実用化を促進する取組を行う。これらの取組を実施することにより、第１期中長期目標期間の実績等を踏まえ、令和６年度までの達成目標として、 ・研究機関の知財取得件数　100 件 ・企業とのマッチング成立（協力協定締結、企業導出等）件数　290 件 を目指す。ただし、上記の目標の達成に向けて、知的財産取得への支援、マッチング支援を行う際には、支援対象の質に十分配慮する。	の改善に活用したか。 • 研究機関の知的財産取得への支援、ホームページ等を活用した企業とのマッチング支援を行ったか。 • PMDA、株式会社 INCJ との連携を通じた実用化を促進する取組を行ったか。	• 研究開発マネジメント手法や実用化の支援手法の改善に向けた取組状況	
⑤　国際戦略の推進 最先端分野における欧米等の研究開発先進国との協力、ゲノム研究におけるアジア諸国との連携をはじめとする国際貢献及び協力は、我が国の研究開発にとっても必要であり、ひいては世界の持続可能な発展につながるものである。加えて、産業化の視点では、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を意識しつつ、日本の産業競争力の強化を図る必要がある。 このような認識の下、研究開発の推進にあたり、海外の主要なファンディング機関等の関係機関や専門人材とのネットワーキングを活用するなど適切な国際連携を図る。また、グローバルなデータシェアリングへの戦略的な対応を行う。さらに、海外事務所も活用し国際共同研究の推進・調整や情報収集・発信等を行う。	• 研究開発の推進にあたり、海外の主要なファンディング機関等の関係機関や専門人材とのネットワーキングを活用するなどの国際連携を図ったか。 • グローバルなデータシェアリングへの戦略的な対応を行ったか。 • 海外事務所を活用した国際共同研究の推進・調整や情報収集・発信等を行ったか。	• 国際戦略の検討状況 • 諸外国との関係構築への取組状況 • グローバルなデータシェアリングへの取組状況 • 海外事務所を活用した共同研究や情報収集・発信への取組状況	• 相手国への派遣研究者数 • 相手国からの受け入れ研究者数 • 参加している国際コンソーシアムの数 • 開催した国際ワークショップの数
（２）基礎研究から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施			

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
推進計画に基づき、疾患を限定しないモダリティ等の６つの統合プロジェクトに再編し、統合プロジェクト毎にプロジェクトを推進する。 **① 医薬品プロジェクト** 医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。このため、新たなモダリティの創出から各モダリティのデザイン、最適化、活性評価、有効性・安全性評価手法や製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発を行う。さらに、様々なモダリティに関する技術・知見等を疾患横断的に活用して新薬創出を目指す。また、創薬デザイン技術や化合物ライブラリー、解析機器の共用など創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。 特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。 • 疾患メカニズムに関するタンパク質間相互作用等に着目した創薬標的の探索 • 化合物の構造解析技術や計算科学を活用した創薬デザイン • 抗体医薬の高機能化・低分子量化や、核酸・中分子医薬のデザイン・合成・評価など、新たなモダリティに関する基盤的な技術 • 新規ドラッグ・デリバリー・システムや、新たなモダリティの活性・物性等評価技術などの周辺技術 • DNA ワクチン等の治療用ワクチン、アジュバント技術 • バイオ医薬品の連続生産技術などの医薬品製造技術	• 新たなモダリティの創出から各モダリティのデザイン、最適化、活性評価や製造技術等の研究開発まで、モダリティに関する基盤的な研究開発を行ったか。 • 様々なモダリティに関する技術・知見等を疾患横断的に活用して新薬創出を目指したか。 • 創薬デザイン技術や化合物ライブラリー、解析機器の共用など創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組んだか。	＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床 POC の取得件数 25 件 ・創薬支援ネットワークの活動による有望創薬シーズの企業導出件数 10 件 ○実用化に関する指標 ・臨床 POC の取得件数 ５件 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標 ・新モダリティ・先進手法に関する採択課題の割合　75％ （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・創薬支援ネットワークの活動状況 － ３独法（理研/基盤研/産総研）による支援の状況 － 支援継続／終了の状況 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 • 左記の評価軸に係る取組状況

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
• 免疫チェックポイント阻害剤等の患者層別化に資する、免疫細胞解析とパスウェイ解析等との統合解析による新規バイオマーカー探索技術 これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床POCの取得件数　25件 ・創薬支援ネットワークの活動による有望創薬シーズの企業導出件数　10件 ○実用化に関する指標 ・臨床POCの取得件数　５件 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標 ・新モダリティ・先進手法に関する採択課題の割合　75％ （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・創薬支援ネットワークの活動状況 － ３独法（理研/基盤研/産総研）による支援の状況 － 支援継続／終了の状況 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標 ・創薬等の効率化に資する先進手法の開発状況 ＜アウトカム＞ ○実用化に関する指標 ・シーズの企業への導出件数　60件		・創薬等の効率化に資する先進手法の開発状況 ＜アウトカム＞ ○実用化に関する指標 ・シーズの企業への導出件数　60 件 ・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　10 件 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標 ・創薬等の効率化に資する先進手法の企業導出件数　120 件 （その他管理指標） ○実用化に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況	

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　10件 ○新たなモダリティや先進的な創薬手法に関する指標 ・創薬等の効率化に資する先進手法の企業導出件数　120件 （その他管理指標） ○実用化に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況			
②　医療機器・ヘルスケアプロジェクト AI・IoT 技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者の QOL 向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組む。 特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。 • 計測、微細加工、生体親和性の高い素材等、医療分野への応用を目指した要素技術 • 検査・診断の簡易化や、精度向上・常時計測等の早期化に関する技術 • 診断・治療の高度化や一体化のための、デジタル化・データ利活用や複数機器・システムの統合化等に関する技術 • 生活習慣病等の予防のための行動変容を促すデバイス・ソフトウェア • 高齢化により衰える機能の補完やQOL向上のための機器 これらの取組を実施することにより、令和６年	• AI・IoT 技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者の QOL 向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行ったか。 • 医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組んだか。	<アウトプット> ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床 POC の取得件数　25 件 ○医療機器の開発に関する指標 ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する採択課題の割合　25％ ○ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標 ・ヘルスケア関連機器等の実証完了件数　35 件 <アウトカム> ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他事業や企業等への導出件数　15 件 ○医療機器の開発に関する指標 ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認件数　20	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 • 左記の評価軸に係る取組状況

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床 POC の取得件数　25 件 ○医療機器の開発に関する指標 ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する採択課題の割合　25％ ○ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標 ・ヘルスケア関連機器等の実証完了件数　35 件 ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他事業や企業等への導出件数　15 件 ○医療機器の開発に関する指標 ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認件数　20 件 ○ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標 ・ヘルスケア関連機器等の上市等の件数　10 件 （その他管理指標） ○医療機器の開発に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況		件 ○ヘルスケア関連機器等の開発に関する指標 ・ヘルスケア関連機器等の上市等の件数　10 件 （その他管理指標） ○医療機器の開発に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況	
③　再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト 再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的 iPS 細胞等を活用した病態解明・創薬研究、必要な基盤構築を行う。 また、遺伝子治療について、遺伝子導入技術や	• 再生・細胞医療の実用化に向け、細胞培養・分化誘導等に関する基礎研究、疾患・組織別の非臨床・臨床研究や製造基盤技術の開発、疾患特異的 iPS 細胞等を活用した病態解明・創薬研究、必要な基盤構築を行ったか。 • 遺伝子治療について、遺伝子導入技術や遺伝子編	＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床 POC の取得件数 25 件　（うち遺伝子治療　５件） ・研究成果の科学誌（イ	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
遺伝子編集技術に関する研究開発を行う。さらに、これらの分野融合的な研究開発を推進する。 特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。 • 幹細胞の特性に応じた細胞株の樹立、培養、分化誘導等に関する基礎的な技術 • 疾患特異的iPS細胞の適応拡大に資する研究開発、灌流培養を用いた臓器チップの開発、及び病態解明・創薬研究等への応用 • 再生・細胞医療や創薬研究等に用いる細胞原料を含む生体材料や研究資源の品質管理・供給基盤構築 • 細胞組織の三次元化等の臓器再生に関する技術 • 遺伝子治療に関する安全で高生産かつ安価な国産ホスト細胞樹立及び標準的なウイルスベクターの構築 • オフターゲットでの変異発現等の既存の技術課題への対応可能な遺伝子編集技術、及びそれらを応用した免疫細胞機能の強化や幹細胞を経ない分化誘導等の、再生・細胞医療と遺伝子治療の融合研究を進めるための基礎的な技術 • 大量培養や精製、品質評価・管理手法等の製造関連技術 これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・非臨床POCの取得件数　25件　（うち遺伝子治療　５件）	集技術に関する研究開発を行うとともに、これらの分野融合的な研究開発を推進したか。	ンパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400件 ○実用化に関する指標 ・治験に移行した研究課題数　20件　（うち遺伝子治療　２件） （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ○実用化に関する指標 ・臨床研究に移行した研究課題数（うち遺伝子治療の研究課題数） ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他事業への導出件数　30件 ○実用化に関する指標 ・企業へ導出される段階に至った研究課題数　10件（うち遺伝子治療　２件）（うち企業へ導出された件数　２件） ・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　２件以上 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・関連する国際的なガイドライン等策定への参	• 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 • 左記の評価軸に係る取組状況

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400件 ○実用化に関する指標 ・治験に移行した研究課題数　20件　（うち遺伝子治療　２件） （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ○実用化に関する指標 ・臨床研究に移行した研究課題数（うち遺伝子治療の研究課題数） ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他事業への導出件数　30件 ○実用化に関する指標 ・企業へ導出される段階に至った研究課題数10件（うち遺伝子治療　２件）（うち企業へ導出された件数　２件） ・薬事承認件数（新薬、適応拡大）　２件以上 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・関連する国際的なガイドライン等策定への参画状況 ○実用化に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況 ・遺伝子治療の製造に関する要素技術の研究開発の進展状況		画状況 ○実用化に関する指標 ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行状況 ・遺伝子治療の製造に関する要素技術の研究開発の進展状況	
④　ゲノム・データ基盤プロジェクト 健常人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レ	• 健常人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レジ	＜アウトプット＞ ○データ基盤を活用した研	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
ジストリ、臨床情報等を統合し、研究開発を推進するために必要なデータ基盤を構築する。その際、すべてのゲノム・データ基盤においてデータシェアリングを進め、特に、AMED で行う研究開発については、研究成果として得られたデータを共有する。 　こうしたゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰して遺伝子変異・多型と疾患の発症との関連等から疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、病態解明を含めたゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。 　また、レジストリ等の医療データを活用した新たな診断・介入法の実装に向けた研究、無形の医療技術やそれに関連するシステムの改善、改良を目指したデータ収集等の研究を行う。 　特に、以下のようなテーマの研究開発に重点的に取り組む。 • 全ゲノム解析を活用したがんの新規原因遺伝子等の探索や、さらにオミックス解析も活用した難病等の新規原因遺伝子等の探索による、病態解明、早期診断に資する研究 • ゲノム解析等を活用した糖尿病、認知症等の多因子疾患に関する予防、早期診断、治療最適化に資する研究 　これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ 　○データ基盤を活用した研究に関する指標 　　・非臨床POCの取得件数　５件	ストリ、臨床情報等を統合し、研究開発を推進するために必要なデータ基盤を構築したか。 • すべてのゲノム・データ基盤においてデータシェアリングを進め、特に、AMED で行う研究開発については、研究成果として得られたデータを共有したか。 • ゲノム医療、個別化医療の実現を目指し、ゲノム・データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフステージを俯瞰して遺伝子変異・多型と疾患の発症との関連等から疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資する研究開発を推進したか。 • レジストリ等の医療データ基盤を活用した新たな診断・介入法の実装に向けた研究や無形の医療技術やそれに関連するシステムの改善、改良を目指したデータ収集等の研究を行ったか。	究に関する指標 ・非臨床 POC の取得件数　５件 ・臨床 POC の取得件数　10 件 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　900 件 ・新たな疾患発症メカニズム解明件数　10 件 ・新たな疾患関連遺伝子・薬剤関連遺伝子の同定数　25 件 （その他管理指標） ○データ基盤構築・活用に関する指標 ・データ基盤構築の状況（連携、解析体制を含む） ・アカデミア、企業によるデータ基盤の利活用実績 ○データ基盤を活用した研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○データ基盤を活用した研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロ	者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 • 左記の評価軸に係る取組状況

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
・臨床POCの取得件数　10件 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　900件 ・新たな疾患発症メカニズム解明件数　10件 ・新たな疾患関連遺伝子・薬剤関連遺伝子の同定数　25件 （その他管理指標） ○データ基盤構築・活用に関する指標 ・データ基盤構築の状況（連携、解析体制を含む） ・アカデミア、企業によるデータ基盤の利活用実績 ○データ基盤を活用した研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○データ基盤を活用した研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　25件 ・臨床的に実用可能なバイオマーカー等の開発件数　15件 ・疾患の原因となる遺伝子変異に基づく新規の診断・治療法の開発件数　５件		ジェクトや企業等への導出件数　25 件 ・臨床的に実用可能なバイオマーカー等の開発件数　15 件 ・疾患の原因となる遺伝子変異に基づく新規の診断・治療法の開発件数　５件	
⑤　疾患基礎研究プロジェクト 医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。 これらの研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けるとともに、臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築する。	• 医療分野の研究開発への応用を目指し、脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行ったか。 • 研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付けたか。 • 臨床上の課題を取り込んだ研究開発を行うことにより、基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤を構築したか。	＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400 件 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（イ	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　400件 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　10 件		ンパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　10 件	• 左記の評価軸に係る取組状況
⑥　シーズ開発・研究基盤プロジェクト アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行うとともに、国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結びつける。 また、橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備するとともに、リバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR）、実証研究基盤の構築を推進し、基礎研究から臨床研究まで一貫した循環型の研究支援体制や研究基盤を整備する。 特に、異分野・モダリティ融合的なシーズの研究開発や、上記①～④のプロジェクトに将来的に	• アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行ったか。 • 国際共同研究を実施し、臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結びつけたか。 • 橋渡し研究支援拠点や臨床研究中核病院において、シーズの発掘・移転や質の高い臨床研究・治験の実施のための体制や仕組みを整備したか。 • リバース・トランスレーショナル・リサーチ（rTR)、実証研究基盤の構築を推進し、基礎研究から臨床研究まで一貫した循環型の研究支援体制や研究基盤を整備したか。 • 異分野・モダリティ融合的なシーズの研究開発や、上記①～④のプロジェクトに将来的に繋がりうるシーズの継続的発掘、育成に取り組んだか。	＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　550 件 ○研究基盤に関する指標 ・医師主導治験届の提出件数（体外診断用医薬品については臨床性能試験の申請件数）　170 件 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（イ	• 応募件数及び採択件数 • 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 機動的な研究推進のため年度内に契約変更を実施した課題数 • 左記の評価軸に係る取組状況

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
繋がりうるシーズの継続的発掘、育成に取り組む。 これらの取組を実施することにより、令和６年度までの成果目標（KPI）を以下のとおり設定する。 ＜アウトプット＞ ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５以上）への論文掲載件数　550件 ○研究基盤に関する指標 ・医師主導治験届の提出件数（体外診断用医薬品については臨床性能試験の申請件数）170件 （その他管理指標） ○シーズ研究に関する指標 ・研究成果の科学誌（インパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　125件 ○研究基盤に関する指標 ・医薬品等の薬事承認申請の件数　30 件		ンパクトファクター５未満等の他の科学誌）への論文掲載状況 ＜アウトカム＞ ○シーズ研究に関する指標 ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出件数　125 件 ○研究基盤に関する指標 ・医薬品等の薬事承認申請の件数　30 件	
（３）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等 **①　政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等** 政府出資を活用し、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。 当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難	• 実用化が困難な革新的新薬・医療機器等の実用化	• 採択のための審査に係る	• 応募件数及び採択件数

中長期目標（第２期）（案）	評価軸(案)	評価指標(案)	モニタリング指標(案)
な革新的医薬品・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。	開発の不確実性を踏まえ、採択のための審査（事業計画・事業目標の審査を含む）、進捗確認や課題の相談、終了時の目標達成状況等の評価（判断基準の策定を含む）など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築しているか。 • フェーズに応じた適切な研究マネジメントを行っているか。 • AMED の取組状況や事業の進捗状況について、所管府省に適宜報告をしているか。改善を求められた場合は、これに適切に対応しているか。	取組状況（事業計画・事業目標の審査状況、審査・管理委員会（仮称）の設置状況を含む） • AMED の取組・事業の進捗や課題の相談に対する対応等の状況 • 終了時の評価に係る取組状況（判断基準の策定状況を含む） • 上記の内容についての所管府省への適時適切な報告	• 事業に参画している研究者延べ人数 • PMDA へのレギュラトリーサイエンス（RS）戦略相談を行った研究開発課題数 • 委託金回収率（終了した事業の委託金の回収額／終了した事業の委託金支出額）
②　健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の２第１項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けた。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、戦略協議会（仮称）等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMED の業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進するとともに、基金と企業原資の研究費を組みあわせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中	• 国から交付される補助金による基金を活用した研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。	• 研究開発を推進する体制整備の進捗状況	• 関係規程の整備状況

令和元年度において、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（令和２年２月●日健康・医療戦略推進本部決定）の「２　制度の基本的枠組み」に基づき、関係府省が策定する指針や健康・医療戦略推進本部が決定するムーンショット目標等を踏まえた評価軸・評価指標・モニタリング指標を速やかに別途定める。

中長期目標（第２期）（案）	評価軸（案）	評価指標（案）	モニタリング指標（案）
止などを決定する。			

年金積立金管理運用独立行政法人中期目標案

令和２年○月○日付厚生労働省発年○○第○○号指示

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第１項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和２年○月○日

厚生労働大臣　加藤　勝信

第１　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国の公的年金制度（厚生年金保険制度及び国民年金制度）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されており、少子高齢化が急速に進行する中で、平成 16 年（2004 年）の年金制度改正においては、将来にわたって公的年金制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。具体的には、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね 100 年間の財政均衡期間において年金給付と財源（保険料収入、国庫負担及び積立金の活用）の均衡を図るという財政枠組みが構築された。

このような年金制度における長期的な財政の枠組みにおいて、積立金については、財政均衡期間の終了時に年金給付費の１年分程度の積立金を保有することとし、それまでの財政均衡期間において積立金及び運用収入を活用して後世代の年金給付に充てることとされている。

このため、年金積立金の管理及び運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っている。

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

法人においては、公的年金制度及び年金財政において年金積立金が担う役割の重要性に鑑み、平成 31 年３月末現在で約 160 兆円という巨額の年金積立金の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。

このため、法人の役割として、市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努めていくことが一層求められる。

なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成 18 年度から平成 30 年度の 13 年間で実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）が 3.10％と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

（別添１　政策体系図及び一定の事業等のまとまり）
（別添２　法人の使命等と目標との関係）

第２　中期目標の期間

中期目標の期間は、令和２年４月から令和７年３月までの５年間とする。

第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。

１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。

①　年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第 79 条の２及び国民年金法第 75 条）

これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。

②　外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条等）

これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。

③　法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第 79 条の２等の目的に適合するものでなければならない。（法第 20 条第

２項）

年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。

① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。

② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。

③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第１号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。

（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

① 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

② 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めるとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう努めること。

企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

（３）他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

２．国民から一層信頼される組織体制の確立

経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の

定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。

意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。

また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。

３．基本的な運用手法及び運用目標

（１）長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用

年金積立金の運用は、厚生年金保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

【重要度　高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

（２）ベンチマーク収益率の確保

各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

【目標設定の考え方】

ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮する。

【重要度　高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

（３）モデルポートフォリオの策定及び見直し

他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。

財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

（４）基本ポートフォリオの策定及び見直し

経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。

その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。

（５）年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。

４．運用手法及び運用対象の多様化

運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。

新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。

オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。

５．運用受託機関等の選定、評価及び管理

運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。

【重要度　高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

６．リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。

適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。

また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。

経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。

【重要度　高】

上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

７．スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資

（１）スチュワードシップ責任を果たすための活動

年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすため

の活動を一層推進すること。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成26年２月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

（２）ＥＳＧを考慮した投資

年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進すること。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第３　１（１）の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ＥＳＧ投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとって行われているかについて継続的に検証すること。

８．情報発信及び広報

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。

年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況、年金積立金の役割、長期分散投資の効果等）について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。

スチュワードシップ活動やＥＳＧを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。

オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。

【重要度　高】

上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

第４　業務運営の効率化に関する事項

１．効率的な業務運営体制の確立

組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、そ

の必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。

２．業務運営の効率化に伴う経費節減

中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から 1.24%以上の効率化を図ること。

新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第６の１により対応すること。

３．契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

４．業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

第５　財務内容の改善に関する事項

第４で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第６　その他業務運営に関する重要事項

１．高度で専門的な人材の確保、育成、定着等

法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の高度化・多様化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。

高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。

高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。

運用の高度化・多様化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。

なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。

２．調査研究

（１）調査研究業務の充実

法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。

高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。

費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。

（２）調査研究業務に関する情報管理

具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。

３．内部統制の一層の強化に向けた体制強化

法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を

確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。

また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用手法の高度化や運用対象の多様化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。

さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

４．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。

５．情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。

また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。

別添１

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の政策体系図

国の政策

年金積立金運用の目的

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条）

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

○ 積立金の運用は、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的として行う。
○ 管理運用主体は、共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオを定める。

※ 年金財政における積立金の役割
- 我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」を基本として運営。平成16年の年金制度改正において、おおむね100年間の財政均衡期間において年金収入と財源の均衡を図る財政枠組みを構築。
- 財政均衡期間の終了時に年金給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、後世代の年金給付に充てるために積立金及び運用収入を活用。
- 年金給付等は賃金水準の変化に連動するため、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）の確保が年金財政にとって重要。

次期中期目標期間（2020～2024年度）における法人の役割

法人の目的

厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。（年金積立金管理運用独立行政法人法第３条）

法人の役割

○ 年金積立金（平成31年３月末で約160兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たす。
○ 市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努める。

○ 年金積立金運用の制度上の枠組みを前提とした運用及び組織運営
○ 実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保するよう基本ポートフォリオを策定、ベンチマーク収益率を確保
○ 運用受託機関等の選定・管理の強化
○ 分散投資による運用管理、資産全体・各資産等の各種リスク管理、運用リスク管理の高度化
○ 長期的な収益確保の観点から、スチュワードシップ活動及びＥＳＧ投資を推進
○ 国民やメディアに対する情報発信等の一層の充実、運用状況等の分かりやすい情報発信

一定の事業等のまとまり

年金積立金管理運用独立行政法人

１　年金積立金の管理及び運用（第３の１～８）

別添2

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の使命等と目標との関係

（使命）

年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法等において、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。

（現状・課題）

年金積立金（平成31年３月末で約160兆円）の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により使命を着実に果たすことが一層求められる。
なお、年金積立金の運用実績は、法人設立以降、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

（環境変化）

法人の役割として、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することが求められるが、市場・運用環境は複雑化・高度化している。

（中期目標）

○ 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
・「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のための運用の禁止、株式運用に当たっての個別の銘柄選択や指示の禁止等の制度上の枠組みを前提として、適切な運用及び組織運営に努める。

○ 基本的な運用手法及び運用目標
・長期的に積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行う。
・各年度に資産全体及び各資産のベンチマーク収益率の確保に努め、中期目標期間に各々のベンチマーク収益率を確保する。

○ 運用手法及び運用対象の多様化
・オルタナティブ投資は、ミドル機能・バック機能の充実等の体制整備を図りつつ、取組を進める。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果を十分に検討した上で取組を進める。

○運用受託機関等の選定、評価及び管理
・運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。

○ リスク管理
・分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行う。
・長期のリスク分析等、運用リスク管理の高度化を図る。経営委員会はリスク管理状況のモニタリングを行う。

○ スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資
・被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ活動を一層推進する。
・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の推進は、長期的な収益確保を図る目的で、制度上の枠組みを前提として取組を進める。

○ 情報発信及び広報
・専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組む。
・年金積立金運用の状況、スチュワードシップ活動やESG投資、オルタナティブ投資について分かりやすく情報発信する。

中　期　目　標（第４期）	中　期　目　標（第３期）
年金積立金管理運用独立行政法人中期目標	**年金積立金管理運用独立行政法人中期目標**
令和２年○月○日付厚生労働省発年○○第○○号指示	平成 27 年４月１日付厚生労働省発年 0401 第 27 号指示 変更：平成 27 年 11 月 16 日付厚生労働省発年 1116 第６号指示 変更：平成 29 年 10 月１日付厚生労働省発年 1001 第 85 号指示
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第１項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 令和２年○月○日 厚生労働大臣　加藤　勝信	独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条第１項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 平成２７年４月１日 厚生労働大臣　塩崎　恭久
第１　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	**第１　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**
我が国の公的年金制度（厚生年金保険制度及び国民年金制度）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本として運営されており、少子高齢化が急速に進行する中で、平成 16 年（2004 年）の年金制度改正においては、将来にわたって公的	我が国の公的年金制度（厚生年金及び国民年金）は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方を基本として運営されている。このため、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。

年金制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。具体的には、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね 100 年間の財政均衡期間において年金給付と財源（保険料収入、国庫負担及び積立金の活用）の均衡を図るという財政枠組みが構築された。	しかし、我が国においては、少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うこととすると、保険料負担の急増又は給付水準の急激な低下は避けられない。
このような年金制度における長期的な財政の枠組みにおいて、積立金については、財政均衡期間の終了時に年金給付費の 1 年分程度の積立金を保有することとし、それまでの財政均衡期間において積立金及び運用収入を活用して後世代の年金給付に充てることとされている。	そこで、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用する財政計画としている。
このため、年金積立金の管理及び運用は、運用収益を通じて長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得することにより、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っている。	
年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。	年金積立金管理運用独立行政法人（以下「法人」という。）は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を年金特別会計に納付するよう位置付けられており、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを役割としている。

法人においては、公的年金制度及び年金財政において年金積立金が担う役割の重要性に鑑み、平成31年3月末現在で約160兆円という巨額の年金積立金の管理及び運用を、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ的確に行うこと等により、法人としての使命を着実に果たしていくことが一層求められる。 このため、法人の役割として、市場・運用環境が複雑化・高度化する中で、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、法人の専門性を活用しつつ、適切な運用及び組織運営に努めていくことが一層求められる。	
なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成18年度から平成30年度の13年間で実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）が3.10%と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。	なお、年金積立金の運用実績は、法人設立の平成１８年度から平成２５年度の８年間で実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）が２．８１％と財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。
（別添１　政策体系図及び一定の事業等のまとまり） （別添２　法人の使命等と目標との関係）	
第２　中期目標の期間	**第２　中期目標の期間**

中期目標の期間は、令和２年４月から令和７年３月までの５年間とする。	中期目標の期間は、平成２７年４月から平成３２年３月までの５年間とする。
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	**第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**
通則法第29条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとする。	
１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	**１．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針**
（１）年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。 ①　年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第79条の２及び国民年金法第75条) これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと	年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。

（他事考慮）はできない仕組みとなっている。

②　外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第21条等）

　これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。

③　法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2等の目的に適合するものでなければならない。（法第20条第2項）

　年金積立金の運用に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえること。

①　法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。

②　公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。 ③　法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第１号）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。	また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。 （参考） ○　厚生年金保険法第７９条の２（同旨国民年金法） （略）積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うもの

	とする。 ○　年金積立金管理運用独立行政法人法第２０条第２項 （略）資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第７９条の２及び国民年金法第７５条の目的に適合するものでなければならない。
（２）年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	**６．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項**
① 受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	**（１）受託者責任の徹底** 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。
② 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めるとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう努めること。	**（２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮** 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。

企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。
（３）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	**（４）他の管理運用主体との連携** 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
２．国民から一層信頼される組織体制の確立	**２．国民から一層信頼される組織体制の確立** 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から法人に経営委員会及び監査委

経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。 また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。	員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができることとなる。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。

３．基本的な運用手法及び運用目標	３．運用の目標、リスク管理及び運用手法
（１）長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用	（１）運用の目標
年金積立金の運用は、厚生年金保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。	年金積立金の運用は、厚生年金保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。
その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。	その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。
【重要度　高】	
上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。
（２）ベンチマーク収益率の確保	（２）ベンチマーク収益率の確保
各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、	各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間に

中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。	おいて、各々のベンチマーク収益率を確保すること。
ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。
【目標設定の考え方】 ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。	
【重要度　高】 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。
	５．年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
（３）モデルポートフォリオの策定及び見直し	（１）モデルポートフォリオの策定

他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。	他の管理運用主体（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデルポートフォリオを参酌して法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。
	（２）モデルポートフォリオの見直し
財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。	策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

（４）基本ポートフォリオの策定及び見直し 経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。	（３）基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。 その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。
市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行	（４）基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現

ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。
（５）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	**６（３）年金給付のための流動性の確保** 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。
４．運用手法及び運用対象の多様化 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。 ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認め	**３（４）運用手法について** キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとすること。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難い非伝統的資産の評価については、資産の管理及び

られている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。	運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。 外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。
新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。	運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。
	３（５）運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、物価連動国債やＲＥＩＴ（不動産投資信託）等を始め、年金資金運用の観点から幅広に検討を行うこと。
オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等	また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況

の固有のリスク等があることを踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。	など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。
５．運用受託機関等の選定、評価及び管理	**３（４）運用手法について**
運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。 【重要度　高】 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。
６．リスク管理	**３（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理**
年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、	年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、

資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。	資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。
	８（２）運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。
また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。	また、リスク管理について、フォワード･ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。
経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。	
【重要度　高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	３（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

７．スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資 （１）スチュワードシップ責任を果たすための活動 年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。	６（２）市場及び民間の活動への影響に対する配慮
その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成 26 年２月 26 日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。	その際、「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。
（２）ＥＳＧを考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を	３（６）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を考慮することについて、検討すること。

考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第３　１（１）の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ＥＳＧ投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとって行われているかについて継続的に検証すること。	
８．情報発信及び広報 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況、年金積立金の役割、長期分散投資の効果等）について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。 スチュワードシップ活動やＥＳＧを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かり	**４．透明性の向上** 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。

やすく情報発信すること。 オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。	
	また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。 加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表すること。
【重要度　高】 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。
	７．管理及び運用の透明性の向上 第３の４にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。

第４　業務運営の効率化に関する事項	第４　業務運営の効率化に関する事項
１．効率的な業務運営体制の確立	１．効率的な業務運営体制の確立
組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。
２．業務運営の効率化に伴う経費節減	２．業務運営の効率化に伴う経費節減
中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上	中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成２７年１０月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基

の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を図ること。	づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４%以上の効率化を図ること。
新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。	
人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。	人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。
また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第６の１により対応すること。	また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第３の８の（１）により対応すること。
	なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。

３．契約の適正化	３．契約の適正化
公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。
４．業務の電子化の取組	４．業務の電子化の取組
運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるＩＴの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。
第５　財務内容の改善に関する事項	第５　財務内容の改善に関する事項
第４で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	「第４　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。
第６　その他業務運営に関する重要事項	第６　その他業務運営に関する重要事項

１．高度で専門的な人材の確保、育成、定着等	第３　８．管理及び運用能力の向上 （１）高度で専門的な人材の確保とその活用等
法人の行う年金積立金の運用は、外部運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の高度化・多様化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。	
高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。	高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。 また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。
高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。	さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。
運用の高度化・多様化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。	
なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その	なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、そ

報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。	の報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。
２．調査研究	**第３　９．調査研究業務**
（１）調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。	**（１）調査研究業務の充実** 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職

	員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。
費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るＰＤＣＡサイクルの取組を強化すること。	
（２）調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	**（２）調査研究業務に関する情報管理** 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。
３．内部統制の一層の強化に向けた体制強化 法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体	**１．内部統制の一層の強化に向けた体制整備** 法人は、平成２６年１０月３１日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用

制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 　また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用手法の高度化や運用対象の多様化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。 　さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 　また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 　さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。
４．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 　監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	**２．監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化** 　監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。

５．情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。
（削　除）	４．主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。

新	旧
（削　除）	（別紙） 経営委員会は、次に掲げる事項を議決する。 イ　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）第２８条第１項に規定する業務方法書の変更 ロ　通則法第３０条第１項に規定する中期計画及び通則法第３１条第１項に規定する年度計画の作成又は変更 ハ　通則法第３２条第２項に規定する報告書の作成 ニ　通則法第３８条第１項に規定する財務諸表並びに同条第２項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項 ホ　通則法第４９条に規定する規程の変更 ヘ　通則法第５０条の２第２項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第５０条の１０第２項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更 ト　法第２３条第１項に規定する制裁規程の変更 チ　法第２６条第１項に規定する業務概況書及び同条第２項に規定する書類の作成 リ　監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項 ヌ　管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

	ル　組織及び定員に関する重要事項（リ及びヌに掲げるものを除く。） ヲ　厚生年金保険法第７９条の５第１項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第７９条の６第１項に規定する管理運用の方針の策定又は変更 ワ　厚生年金保険法第７９条の８第１項に規定する業務概況書の作成 カ　イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

（別紙）

独立行政法人経済産業研究所　中期目標（第５期）

令和２年２月

１．政策体系における法人の位置付け及び役割

経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人経済産業研究所法第３条にあるとおり、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。

研究所は、国から独立した中立的・客観的な立場から、理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献してきた。また、経済系シンクタンクの国際的なランキングにおいて常にアジアの中ではトップクラスに位置し、査読付き英文雑誌に年間50件程度の論文が掲載されるなど、国内外から高い評価を得ている。特に、政府統計データ、独自のサーベイ・データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として内外で認知されるようになっている。

今後は、経済学を中心とした大学、研究機関との連携・協働のみならず、更に他分野の研究機関等との連携等が期待される。

近年、我が国は、急速な少子高齢化に伴う人口減の深刻化、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面している。こうした課題を解決するために、AI・IoT・ビッグデータなど第４次産業革命の進展による「Society5.0」の実現が求められている。

経済産業省をはじめ政府では、様々な課題を解決するため、「Society5.0」の推進を提唱している。今後、「Society5.0」を実現するためには、新たな汎用技術の社会実装に加え、それに合わせて「組織」と「人」の変革を進め、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。そのためには社会科学的な要素と産業技術の融合（いわゆる文理融合）が不可欠であり、研究所では他の研究機関との連携等を通じてネットワークの拡充をはかり多角的な研究を進める。また、多様化・複雑化する経済社会の問題解決のためにはEBPM(Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案））分析が今後一層重要になってくると予想される。

こうした視点を踏まえ、研究所は以下の強みを最大限活かした調査・研究・提言を実施し、ネットワークの拡充をはかり多角的な研究を行い、質量両面においてレベルアップするとともに、政策実務者と学者・研究者の橋渡しをより拡充し、政策立案に貢献する。

（１）経済政策の施策効果等について、国から独立した中立的な立場で客観的に検証を行い、現行制度の改廃を含めた大胆な政策提言が可能

（２）柔軟な人事システムのもと、国際的にもトップクラスの人材を国内外から広く確保し、多角的に幅広い英知を結集した研究者ネットワークを構築

（３）政府統計の個票や独自の調査に基づくミクロデータ等を用いた、理論開発－データ構築－実証研究の充実により、幅広い政策的ニーズに的確かつ高度に対応

（別添）政策体系における独立行政法人経済産業研究所

２．中期目標の期間

中期目標の期間は、令和２年４月１日から令和６年３月 31 日までの４年とする。

３．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

研究所が、前述の目的を着実に果たし、効率的かつ効果的な配分を通じて研究業務の重点化を図りつつ、我が国の経済産業政策の立案にさらに貢献するとともに、経済及び産業に関する知識と理解の増進を図るため、第５期中期目標期間は、「成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定)」などの新たな政策要請を踏まえ、
（１）調査・研究・政策提言・資料統計業務
（２）成果普及・国際化業務
を柱に据え業務を実施し、（1）及び（2）をそれぞれ一定の事業等のまとまりと捉え評価する。

（１）調査・研究・政策提言・資料統計業務

①業務内容

研究所は、世界・国内経済の激しい変化や不確実性に臨機応変に対応できる柔軟な研究体制を維持しつつ、経済成長戦略をはじめとする政府全体の中長期的な政策の方向性を踏まえ、エビデンスに基づく経済社会システムの変革に貢献すべく、第５期中期目標期間の研究活動を推進する。

特に、「成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定)」第１章では、「我が国が第４次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。」と指摘されているとおり、今後は、第４次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進める経済社会構造をいかにデザインするかが重要な課題であり、より多角的な分析が必要となる。

これには、分野間の垣根にまたがる研究を推進し、10 年先の社会が見える研究者、10 年後の技術を知る社会科学者が協力・連携して研究を行う組織へ発展する必要がある。そのため研究所では、5 年､10 年先の産業・科学技術を見据えた経済、法制度等の研究を行う。これにより有効な政策立案への提言に資することが可能となる。

研究所の調査・研究が経済産業政策の立案に着実に貢献していくためには、経済産業省をはじめ各省庁政策実務者への政策提言を効果的に行っていくことが不可欠である。そのため、経済産業省等との間で調査・研究の企画段階から成果の評価までを共有する取組を一層充実させる。その際、中堅・若手の優れた研究者と経済産業省等の課室長、課長補佐級の政策実務者の交流の活発化に努める。

具体的には、これまで研究所で推進してきたAIに関する研究（AIを活用した企業パフォーマンス、消費者行動の分析）に、第４次産業革命関連の研究及び近年急速に進展している行動経済学的アプローチ等を加えていく必要がある。そのため、研究所がこれまで有してきた強み（幅広い英知のネットワーク型研究体制、中立的・客観的な立場からの理論的・実証的な政策研究を実施、経済産業政策の立案寄与等）に加え、東北大学との共同研究の協定締結をはじめ、経済学以外の法学、工学、医学等の研究者へ間口を広げ、問題意識、研究テーマ、分析手法の立て方などにおいて、文理融合を含め、複数分野の研究が経済学を含む社会科学に結びつくように他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う。

加えて、第４期に続き経済産業省からの相談・問い合わせ等に対応するアクセスポイントとして「政策アドバイザー」を経済産業省の政策に関連した研究領域ごとに内部の研究者を指名する。

また近年のEBPMの重要性に鑑み、リソースを充実し、効果的なEBPMのために政策形成の段階から経済産業省と連携するとともに外部の研究者とのネットワークも活用しつつ幅広いEBPMニーズに対応する。

我が国でのEBPMの推進を阻害するのは、因果推論ができるデータの決定的な不足であり、政策当局と協力しつつ、政策情報の蓄積に努める。

近年、POSデータ、スキャナーデータをはじめとする、いわゆるビッグデータの利用可能性が高まっている。こうした中、民間のビッグデータを活用するとともに、独自の調査結果を基に精緻なパネルデータを構築し、経済産業省をはじめとする各省庁や政策研究者等にとって有益となるデータ等の整備を行う。

調査･研究の遂行に当たっては､中期計画及び年度計画で定める研究プログラムの下に､経済産業政策の方向性を踏まえた複数の研究プロジェクトを実施する。各研究プロジェクトは、経済産業省における政策ニーズ等を踏まえつつ研究所の理事長、所長等で構成される運営会議において決定し、研究計画において「政策的目標」､「期待される効果」､「スケジュール」等を明確かつ可能な限り定量的に定めることとする。また、政策提言及び資料統計業務についても、同様の視点を踏まえ、中長期的なスケジュール管理を実施する。

調査・研究の管理体制に関して、研究所は、研究計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じ調査・研究の継続の適正そのものに関する助言・指導を大学、産業界等の外部の有識者から求めるものとする。さらに、各プログラムに属する研究プロジェクトは、当該プログラムにおける研究全般の管理を担うプログラムディレクターの助言・指導を受けつつ、プロジェクトリーダーが責任を持って行う。プログラムディレクターを支援するプログラムサブリーダーや、プロジェクトリーダーを補佐するプロジェクトサブリーダーを必要に応じて任命する。

調査・研究については、特に、政府統計の個票データ、企業・個人を対象とした独自のサーベイ・データ、企業が保有する秘匿データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として国内外で認知されるようになっている。今後も研究ネットワークの継続的な拡大とともに、新しい研究分野の人材発掘や若手研究者の積極的登用・育成、海外からの客員研究員

等による新陳代謝を図ることで研究体制を強化する。

さらに、グローバルな視点やより現実の社会状況を踏まえた研究成果を創出し、政策提言につなげるべく経済産業政策への寄与度をさらに高めていくため、客員研究員等（ヴィジティングフェロー、ヴィジティングスカラー）制度活用による海外研究者や海外の大学・研究機関や国際機関との連携を拡充し、その知見を取り入れる。

②評価指標

・学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を中期目標期間中に 200 件以上達成する。（前期実績：52.7 件［28 年度～30 年度平均］）【基幹目標】

・EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数を中期目標期間中に 120 件以上達成する。（前期実績 28.3 件［28 年度～30 年度平均］）

・白書、審議会資料等における研究成果の活用の件数及び政策アドバイス（研究員等が学術的な知見に基づき、政策実務者に対して個別に行う政策形成に関する助言や情報提供）を中期目標期間中に 840 件以上達成する。（前期実績：207.3 件［28 年度～30 年度平均］）

（参考指標）

・研究所内部レビューを経て公表した研究論文数

・経済産業省政策実務者の政策立案過程における研究所の研究・助言等の貢献度

・研究所が保有するデータベースの利用状況（データベースアクセス件数）

＜目標の設定及び水準の考え方＞

・前期から引き続き、第５期においても「量」より「質」を重視した取組を充実させていく方針であり、研究所における調査・研究の「質」を測る指標を引き続き重視していく。

――「英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数」：近年、経済学者の増加、投稿件数の著増等を背景に、英文の査読付き学術誌における論文採択（掲載）率の減少トレンドが顕著となっており、全米経済学会（American Economic Association）の査読付き学術誌 5 誌の採択率を見ると、2010～2018 年の間、採択率は平均約▲7%ポイント（年率約▲1%ポイント）低下している。これに加え、データ公開を義務づける英文学術誌が増えている中、政府統計の個票でデータを多く扱う研究所の研究はこれらの学術誌には対応できない制約を鑑みると、平成 28 年度から平成 30 年度の実績（平均件数）は困難度が高いものの、第５期の目標は、努力目標を加味して前期実績と同程度の 200 件とする。

――「EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数」：EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数 EBPM 分析は因果推論が可能な統計でデータが不足していることや社会科学的な要素と産業技術の融合は容易ではないことなど、分析に一定期間を要する EBPM や文理融合という新規取組を踏まえ、平成 28 年度から平成 30 年度の実績（平均件数）を基準として、第５期の目標は 120 件以上とする。

――「白書、審議会資料等における研究成果の活用の件数及び政策アドバイス」：政策実務者の問題意識に則した具体的な政策アドバイスを提供するという取組を踏まえ、平成 28 年度から平成 30 年度の実績（平均件数）を基準として、第５期の目標は 840 件

以上とする。

【重要度：高】様々な課題解決のためにAI・IoT・ビッグデータなど第４次産業革命の進展による「Society5.0」の実現が求められている中、多角的な研究論文を学術誌に掲載するとともに政策に寄与する成果を発信することにより問題意識を醸成することが重要であるため。
【困難度：高】前述の査読付き英文学術誌に係る状況に加え、文理融合研究及びEBPM分析については、今後の経済社会において重要になるが、社会科学的な要素と産業技術の融合は容易ではなく、またEBPM分析においても因果推論が可能な統計データが不足しており、政策当局と協力しつつ、政策情報を蓄積していく必要がある。これらの研究分野を重点化した研究機関は、我が国に例がなく、先駆的な事業であるため。

（定性的指標）
・中長期的な経済産業政策課題の解決のため、理論的・分析的な裏付けのある斬新な政策提言ができたか。
・研究所の研究成果・提言内容・助言等が政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に用いられたか。
・中長期的な経済産業政策課題の解決に資する政策研究・政策提言を行うというミッションを逸脱し、研究自体が自己目的化していないか。
・経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内での研究マネジメントをどのように見直したか。
・多様化・複雑化する政策課題の解決や「Society5.0」に向けて、経済学・法学・工学・医学などの分野を横断する文理融合・学際研究を積極的に推進したか。
・他の研究機関等との連携を強化したか。

（２）成果普及・国際化業務
①業務内容
研究成果の普及を積極的に広く一般に対して実施を図るとともに、国際化を推進する。

成果普及については、研究所の発信力を強化する観点から、シンポジウムやセミナー、BBL セミナー等を開催するとともに、ターゲットに合わせた効果的な広報活動として政策実務者向け及び国内外へのタイムリーな情報発信機能（動画配信、メディア、SNS 等）を充実する。

また、国際化については、理事長及び所長のリーダーシップの下で、大学、行政機関、産業界等から幅広い英知のネットワーク型研究体制を構築し、中立的・客観的な立場からの理論的・実証的な政策研究を実施し、経済産業政策の立案に寄与してきた研究所において、海外研究ネットワークは研究所の財産である。今後も世代交代や新陳代謝を図りつつ、海外における大学等の研究者の連携等により、更なる研究ネットワークの拡大、研究体制の強化を常に図る必要がある。研究者同士の健全な緊張感を醸成し、知識の融合化や新しい着想からの研究を目指すべきである。そのために更に海外の大学・研究機関や国際研究

機関との連携を強化し、共同研究の推進を図るとともに国際ネットワークを拡充する。それに加え、海外の要人をシンポジウムに招聘する等、国際交流を促進する。

なお、成果普及・国際化業務についても、研究プロジェクト等に対応して実施されるものであることから、研究計画にシンポジウム・セミナー等の開催スケジュール等を反映させることを含め、中長期的なスケジュール管理及びマネジメント体制を明確にした上で、実施することとする。

②評価指標
・公開シンポジウム・セミナー等の集客数を中期目標期間中に 20,000 人以上確保する。(前期実績 4,988.7 人［28 年度～30 年度平均］)【基幹目標】
・外国人招聘者によるセミナー件数を、中期目標期間中に 84 件以上達成する。(前期実績：21 件［28 年度～30 年度平均］)

（参考指標）
・文理融合及び EBPM に関連するセミナー数
・セミナー参加者のうち政策担当者数（基幹目標の内数）
・政策立案能力強化に貢献するための、経済産業省等の政策担当者を対象とする経済学専門ナレッジ研修の実施件数

＜目標の設定及び水準の考え方＞
――「公開シンポジウム・セミナー等の集客数」：シンポジウム・セミナー等の「質」を反映するアウトカム指標として集客数を用いる。本指標は新規であり、また、政策実務者のみならず一般聴衆者を集客するためには企画段階から総合的判断が求められるため、平成 28 年度から平成 30 年度の実績（平均人数）を基準として、第５期の目標は 20,000 人とする。
――「外国人招聘者によるセミナー件数」：研究所の企画による国際交流活動を示す指標として、外国人招聘者によるセミナー数を用いる。本指標は新規であり、また、外国人招聘は世界情勢など不確実性が伴うため、平成 28 年度から平成 30 年度の実績（平均件数）を基準として、第５期は 84 件以上とする。

（別添）独立行政法人経済産業研究所(RIETI)の使命等と目標との関係

４．業務運営の効率化に関する事項

上記３．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項において掲げたアクションをとり、研究所が世界レベルの研究を推進していくために、必要な常勤研究員・スタッフの充実を図る等組織体制及び研究環境を整備する。

（１）組織体制の充実
①各年度計画等で定める研究プログラムそれぞれに、研究全般の管理を担うプログラムディレクターを任命する。また、必要に応じてプログラムサブリーダーを任命する。

また、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を研究計画の見直しに反映する。

②経済産業省からの多種多様な相談を受けるアクセスポイントとして、第４期から設置した「政策アドバイザー」やEBPM関連分析を通じて、経済産業省とのネットワーク・人脈を構築する。

③多様な人材を確保するとともに内外の動向に対してより柔軟な研究体制を整備し、研究力の底上げを図り、知のプラットフォームの役割を充実させる。

（２）業務の効率化

第４期に引き続き、第５期中期目標の期間中、新規増加分及び拡充分（以下、「新規等」とする。）は除外した上で、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、毎年度平均で、対前期最終年度比３％以上、業務費については、毎年度平均で、対前期最終年度比１％以上の効率化を図る。

また、新規等の運営費交付金によって行う事業については、新規等実施年度比を毎年度平均で、一般管理費３％以上、業務費１％以上の効率化を図る。

（３）人材確保計画の策定、人事管理の適正化

政・官の役割分担が変化する中、政治的意思決定の前提となる科学的エビデンスについて、政策の選択肢や利害得失を正確に提示することが経済産業省を含め政策実務者の役割として重要になっている。最近の「エビデンスに基づく政策形成（EBPM)」の動きに象徴されるように、こうした傾向は今後一層強まっていくと予想される。こうした要請に応えて研究所の役割を果たすため、若年層のキャリアパスの明確化を含めた必要となる適正な人材確保・育成方針を策定し、人事評価に基づく適正な人員配置を行い、職場活性化を図る。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮して適正化に努めるとともに、その合理性・妥当性も含めて対外的に公表する。

（４）適切な調達の実施

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、毎年度研究所が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

（５）業務の電子化

在宅勤務（テレワーク）を導入し、政府が推進する「働き方改革」実現に向けて、事務手続きの簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議のペーパーレス化を徹底する。

５．財務内容の改善に関する事項

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金による運営費交付金に依拠することを基本とする。ただし、資金使途は有効か、使途の透明性が確保されているか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、本来得られる収入機会を逃していないか、といった視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

（１）適切な執行管理と予算規模

自然災害をはじめとする特殊要因や中期目標管理法人の研究活動に伴う不確実性といっ

た変動要因は考慮する必要があるが、より効率的かつ効果的なプロジェクトの実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画の進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行い、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を継続する。

人員体制や調査・研究業務等に係る事業計画を十分に精査し、目標を達成する上で最適な運営費交付金の執行を行う。

（２）外部資金の獲得について

官民からの受託事業費や競争的資金については、研究所のミッションに合うもの、他の研究とのシナジー効果のあるものについて前向きに検討する。

６．その他業務運営に関する重要事項

（１）内部統制

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）や他法人の取組等を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。

各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

①法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みを IT 技術も活用しつつ構築。

②法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用。

③計画・実施・フォローアップ監査・改善という一連の PDCA を適切に実施するとともに、役職員に対する研修を行う。

等の具体的な取組を法人の長のリーダーシップの下で、日常的に進めていくものとする。

（２）情報管理

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号)」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

特に、多様化・凶悪化するサイバー攻撃に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省行政管理局長通知）や内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）の方針等を踏まえて、政府や関係機関等と脅威情報を共有しつつ、研究所においてソフトとハードウェア両面でのセキュリティ対策を継続する。

また、特定個人情報の取扱いに関しても、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編)」（個人情報保護委員会、平成 26 年 12 月 18 日）に基づき、研究所が定める基本方針に沿った安全管理措置を着実に実施していく。

（別添）

政策体系における独立行政法人経済産業研究所

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

- ①経済成長（経済基盤）
- ②産業育成
- ③産業セキュリティ
- ④対外経済
- ⑤中小企業・地域経済
- ⑥エネルギー・環境
- ⑦生活安全

成長戦略実行計画（令和元年6月　閣議決定）

○我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

経済産業研究所の第5期中期目標期間の方向性

○法人の目的

内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。（独立行政法人経済産業研究所法第3条抜粋）

○法人の役割

国から独立した中立的・客観的な立場から、理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献。

政府統計データ、独自のサーベイ・データ等を用いた実証研究では、日本の拠点としての役割を担う。

○調査・研究・政策提言・資料統計業務

○分野間の垣根にまたがる研究を推進し、今後の産業・科学技術を見据えた経済、法制度等の研究を行う。

○効果的なEBPMのために政策形成の段階から政策立案当局と連携するとともに外部の研究者とのネットワークも活用しつつ、幅広いEBPMニーズに対応する。

○成果普及・国際化業務

研究所の発信力を強化する観点から、シンポジウムやセミナー、BBLセミナー等を開催するとともに、ターゲットに合わせた効果的な広報活動として政策実務者向け及び国内外へのタイムリーな情報発信を行う。

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）の使命等と目標との関係

（別添）

（使命）

①**内外の経済・産業事情や政策の基礎調査・研究**、②**調査・研究成果を活用した政策立案への寄与**、③**広く一般の経済・産業に関する知識と理解の増進**を図ることを目的に、（1）調査・研究・政策提言・資料統計業務、（2）成果普及・国際化業務を基幹業務として実施。

（現状・課題）

- ○ 国から独立した中立的・客観的な立場から、**理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献**。
- ○ 経済系シンクタンクの国際的なランキングにおいてアジアの中ではトップクラスに位置し、**学術的及び政策的有用性の評価を受けた質の高い論文を提供するなどの研究成果**を挙げているほか、**政府統計データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として内外で認知**。
- ○ 今後は、経済学を中心とした大学、研究機関との連携・協働のみならず、**他分野の研究機関等との連携等が課題**。

（環境変化）

- ○ 急速な少子高齢化に伴う人口減の深刻化、エネルギー・環境問題など直面する様々な課題を解決するため、AI・IoT・ビッグデータなど第4次産業革命の進展による「Society5.0」の実現が急務。
- ○ 「Society5.0」の実現に向けて、経済社会システム全体の再構築を図るため、**他の研究機関とのネットワークの拡充により、社会科学的な要素と産業技術の融合（いわゆる文理融合）など多角的な研究が不可欠**。
- ○ 多様化・複雑化する経済社会の問題解決のためには**EBPM（証拠に基づく政策立案）分析が今後一層重要**。

（中期目標）

（1）調査・研究・政策提言・資料統計業務
- ・ **学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数**を中期目標期間中に 200 件以上達成
- ・ **EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数**を中期目標期間中に120件以上達成
- ・ 白書、審議会資料等における**研究成果の活用の件数及び政策アドバイス件数**を中期目標期間中に840件以上達成

（2）成果普及・国際化業務
- ・ **公開シンポジウム・セミナー等の集客数**を中期目標期間中に20,000人以上確保
- ・ **外国人招聘者によるセミナー件数**を、中期目標期間中に84件以上達成

独立行政法人工業所有権情報・研修館
第五期中期目標（案）

令和２年２月

経済産業省

独立行政法人工業所有権情報・研修館　第五期中期目標　目次

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）........ 1
＜法人の使命＞........ 1
＜法人の現状と役割＞........ 1
＜法人を取り巻く環境の変化＞........ 1
Ⅱ　中期目標の期間........ 3
Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項........ 3
１．産業財産権情報の提供........ 4
（１）産業財産権情報の普及及び内容の充実........ 4
（２）中央資料館としての産業財産権情報の提供........ 5
（３）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等........ 5
２．知的財産の権利取得・戦略的活用の支援........ 7
（１）相談窓口による支援の着実な実施........ 7
（２）中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援........ 9
（３）新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援........ 10
３．知的財産関連人材の育成........ 12
（１）審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施........ 12
（２）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施........ 12
Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項........ 15
１．業務の効果的な実施........ 15
（１）目標管理と進捗管理を基本にすえたＰＤＣＡマネジメント........ 15
（２）組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用........ 15
（３）プロパー職員の採用と育成........ 15
２．業務運営の合理化........ 15
３．業務の適正化........ 16
（１）一般管理費と業務経費の効率化........ 16
（２）委託等によって実施する業務の適正化........ 16
４．給与水準の適正化........ 16
Ⅴ　財務内容の改善に関する事項........ 16
１．財務内容に関する信頼性と透明性の確保........ 16
２．効率化予算による運営........ 16
３．業務コストの削減........ 17
４．自己収入の確保........ 17
Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項........ 17
１．内部統制の充実・強化........ 17
（１）内部統制の基盤の充実........ 17
（２）ＩＮＰＩＴの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組........ 17
２．関係機関との連携強化........ 17
３．地方における活動の強化........ 18
４．広報活動の強化........ 18
５．人工知能（ＡＩ）の活用........ 18
６．大規模災害等発生時の対応........ 19

添付資料一覧

・政策体系図

・使命等と目標との関係

Ⅰ　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

＜法人の使命＞

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「ＩＮＰＩＴ」という。）の使命は、工業所有権情報・研修館法に則り、政策課題の解決に寄与する業務を効果的かつ確実に実施し、業務実施の成果と効果を最大化することである。具体的には、「成長戦略実行計画」等に掲げられた政府の政策、施策、方針等に基づいて、

①産業財産権情報を提供する基礎インフラの整備と充実

②中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援

③世界最速・最高品質の審査の達成に貢献するための特許庁職員等に対する研修の充実及び中堅・中小・ベンチャー企業を中心とする知的財産関連人材育成の機能向上・強化

等を推進する役割が期待されており、特に②中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援の推進は、第五期中期目標期間において重要度・困難度が高い課題となる。

これらの課題等に取り組むにあたり、ＩＮＰＩＴには、理事長をはじめとする役員のリーダーシップ、目標管理、内部統制の強化等によって、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する成果目標（アウトプット）を確実に達成し、「業務運営の効率化に関する事項」で掲げる目標を確実に達成することが求められる。その上で、成果目標の達成によって生み出されるサービス等受益者への効果に関する効果目標（アウトカム）も達成するように業務を実施することも求められる。さらに、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」については、政府が定める指針等に則って確実に実施しなければならない。

＜法人の現状と役割＞

ＩＮＰＩＴは、第四期中期目標期間において、４７都道府県に知財総合支援窓口、大阪府に近畿統括本部を設置し、中堅・中小・ベンチャー企業に対するアイデア段階から知財の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の課題に、適切に対応を図ってきた。さらに、特許庁とも密接に連携し、基盤システム（J-PlatPat）による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってきた。また、こうした活動により、多くのノウハウの蓄積やネットワークの構築等がなされ、支援機能の向上が見られるところである。

しかし、中小企業等の知財権の取得とその活用については、ＩＮＰＩＴの各窓口への相談件数の増加などから、一定程度の拡大は図られていることがうかがえるものの、未だ、全ての中小企業等に知財の利活用の重要性についての認識が十分に浸透しているとはいえない状況である。また、相談内容は専門化、高度化してきている。このような状況に適切に対応するためには、中小企業等の知財の重要性に関する認識を高めつつ総合的な支援の充実に一層努めることが求められている。

＜法人を取り巻く環境の変化＞

近年のデジタル革命によるオープンイノベーション化の進展に伴い、中小・ベンチャー企業が優

れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大している中、イノベーションを支える基盤である知的財産制度は、中小企業等が知財権を取得し、しっかり行使できるよう、諸外国の動向も踏まえ制度の充実に一層努めることが求められている。

また、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極め、技術力を高めるのみならず、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが重要となっており、イノベーション及びブランド構築に資する制度整備の必要性が高まっている。

こうした状況を受けて、特許等の権利によって、紛争が起きても、大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、以下のような内容の「特許法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、令和元年５月１７日に法律第３号として公布された。

(特許法の一部改正)

・中立的な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設
・損害賠償額算定方法の見直し(実用新案法、意匠法及び商標法も同旨の改正)

(意匠法の一部改正)

・保護対象の拡充(物品に記録・表示されない画像、建築物の外観・内装のデザイン)
・関連意匠制度の見直し
・意匠登録出願手続の簡素化 等

平成３０年６月、知的財産戦略本部は「知的財産戦略ビジョン」(平成３０年６月１２日知的財産戦略本部会合決定) を決定し、目指すべき社会の姿として「価値デザイン社会」の実現を掲げた。また、これを受けて令和元年６月に決定された「知的財産推進計画 2019」(令和元年６月２１日知的財産戦略本部会合決定) においては、当面の施策の重点として、ベンチャーを後押しする仕組み、地方・中小企業の知財戦略強化支援、知財創造保護基盤の強化等が掲げられている。さらに、ＩＮＰＩＴと (一財) 日本規格協会 (ＪＳＡ) との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境の整備等も掲げられている。

また、令和元年６月に閣議決定された「成長戦略実行計画」は、第４次産業革命を、同質的なコスト競争から、デジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争と位置づけ、付加価値の創出・獲得を課題としている。また、中小企業の生産性を高め、付加価値を増加させ、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠であるとしている。

上述の環境変化の下で一層的確に求められる役割を果たしていくため、第五期中期目標期間では、ＩＮＰＩＴがこれまで実施してきた各事業を通じ蓄積・構築されたノウハウやネットワークなどを組織全体の資産として積極的に利活用し、引き続き業務の効率化を図りつつ、１．産業財産権情報の提供、２．知的財産の権利取得・戦略的活用支援、３．知的財産関連人材の育成の３つを柱とし

て業務を実施する。特に、中小企業等が知財を戦略的に活用し事業成長を達成できるよう、総合的な支援を実施する。

支援に際しては、支援企業の強み・弱みを把握し、支援企業とも認識を共有しつつ、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略（いわゆるオープン・クローズ戦略、製品・サービスのブランド構築戦略を含む。）の構築を支援することにより、企業の「稼ぐ力」を高めることとする。

その際、支援の効果を一層高めるため、企業の経営者層が、知財の事業戦略上の有効性を理解し、自らリーダーシップをとって企業全体として知財の利活用を進めるとともに、支援対象企業が支援終了後も自立的に知財を戦略的に活用し事業成長を続けることができるよう留意する。

なお、本目標にかかる評価については、上述の１．から３．の３つの柱をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、それぞれの項目ごとに掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。

Ⅱ　中期目標の期間

令和２年４月１日～令和６年３月３１日　（４年間）

Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

ＩＮＰＩＴは、以下の基本理念、運営基本理念に基づき、産業社会の発展のために業務を遂行している。

＜基本理念＞
知的財産の創造・保護・活用を通じて産業社会の発展に貢献

＜運営基本理念＞
１）知的財産に関する資料・情報を確実に提供
２）知的財産に関する資料・情報の活用を促進
３）知的財産に関する相談に確実に対応
４）知的財産の創造・保護・活用を担う人材を育成
５）サービスを利用する皆さまの満足度を向上
６）公正かつ適正、安定かつ効率的な運営

中期目標管理法人に位置づけられるＩＮＰＩＴは、業務ノウハウの蓄積・継承と柔軟な業務実施、サービス内容の多様性向上、効率的かつ柔軟な組織運営等を発揮しつつ、国民に対して提供するサービス等の水準向上と業務運営の効率化を図っていくものとする。そのため、ＩＮＰＩＴの第五期中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」は、１．産業財産権情報の提供、

２．知的財産の権利取得・戦略的活用の支援、３．知的財産関連人材の育成の３つの柱から構成する。また、「業務運営の効率化に関する事項」については、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを行い、その上で、ＰＤＣＡサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、質の高い業務運営を効果的に実施する。さらに、「その他業務運営に関する重要事項」については広報活動の強化に重点を置いて取り組む。

以上を踏まえ、第五期中期目標期間においては、「独立行政法人工業所有権情報・研修館の中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直し」（令和元年９月）等に基づき、以下の業務に取り組む。

１．産業財産権情報の提供

イノベーションの基礎となる国内外の産業財産権情報の収集・整理とその提供に引き続き努める。特に、産業財産権情報の基盤システムである特許情報プラットフォーム（以下、「J-PlatPat」という。）による迅速かつ安定的な情報提供を引き続き実施する。

第四期中期目標期間では、J-PlatPat のシステム刷新を実施し、検索機能強化等により利用者の利便性向上を図るとともに、セミナー等を通じたシステムの普及啓発を実施した結果、システムの利用は増加した。第五期中期目標期間においても、引き続き、迅速かつ安定的な情報提供に向けた運用管理と普及活動を推進する。

（1）産業財産権情報の普及及び内容の充実

①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供

経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成２６年２月２４日分科会決定）の指摘に基づいて開発し運用を開始したJ-PlatPat、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）といった産業財産権情報提供サービスの安定的な運用を行う。

また、情報セキュリティに関する最新情報の収集に努め、適宜適切な対応を行うことにより安定的なサービスの提供を行う。

＜特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）＞

第四期中期目標期間において、海外の工業所有権庁に出願された出願・審査書類情報が表示できる機能の追加（平成２８年７月提供開始）、意匠、商標の経過情報等の追加（令和元年５月提供開始）、情報の更新頻度の短縮（３週間から１日）（令和元年５月提供開始）などユーザーの利便性向上のための改善を実施し、機能強化等を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き提供する情報の充実に努めつつ、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。また、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、必要に応じてシステムの見直し等を行うことにより、更なる利便性向上を図る。

また、中小企業等が自社の出願状況を容易に確認できる機能の開発について、特許庁のシステム等との連携・活用などを含め、費用対効果の観点も踏まえた上で検討を行う。

＜画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）＞

第四期中期目標期間において意匠法の一部改正（令和元年５月１７日法律第３号）により予想される利用者ニーズの拡大に対応するためのシステムの機能強化を実施し、令和２年度中にリリースを予定している。第五期中期目標期間においては、引き続き、新たにリリースした機能が適切に利用されるよう、安定的なシステムの運用を図る。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。

②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用

＜我が国出願人への外国知財情報の提供＞

引き続き、諸外国の特許公報等の産業財産権情報をJ-PlatPatを通じて広く一般に提供する。なお、一部諸外国の産業財産権情報の和文抄録作成・提供事業については、利用者ニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、必要な見直しを行う。

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録(Patent Abstracts of Japan)を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPatに掲載する。また、Ｆターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat を通じて諸外国のユーザーに対しても提供する。

＜外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供＞

引き続き、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供するシステムの安定的な運用を図る。

（２）中央資料館としての産業財産権情報の提供

「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とする。

（３）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

＜審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供＞

国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献（ミニマムドキュメント）や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。

また、収集した技術文献等は、蔵書検索システム（ＯＰＡＣ）に登録するとともに、出願人等か

らの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。

＜審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し＞

紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判で引用された技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。また、出願書類（包袋等）については、確実に保管のうえ、貸し出しの請求に迅速に対応する。

【成果指標（アウトプット）】

・J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、中期目標期間中毎年度、４万件以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

・J-PlatPat の検索回数について、中期目標期間中毎年度、１億６，６００万回以上を達成する。【基幹目標】

［指標の設定水準に関する考え方］

・経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成２６年２月２４日分科会決定）において、中小企業、研究機関等を対象として、官民の役割分担に留意しつつ世界最高水準のサービスの実現を目指すことが指摘されている。
・平成２７年３月にサービス提供を開始した J-PlatPat は、第四期中期目標期間において、海外の工業所有権庁に出願された出願・審査書類情報が表示できる機能の追加（平成２８年７月提供開始）、意匠、商標の経過情報等の追加（令和元年５月提供開始）、情報の更新頻度の短縮（３週間から１日）（令和元年５月提供開始）などユーザーの利便性向上のための改善を実施した。利用実績として、平成２８年度は１億５８７万回、平成２９年度は１億３，６５７万回、平成３０年度は１億３，８３４万回の検索件数を達成した。
・成果指標（アウトプット）の目標として掲げた、J-PlatPat のマニュアル等の配布件数は、利用できる予算・人員を踏まえつつ、第五期中期目標期間では利用方法や活用方法について新たな周知が必要となる大きな機能追加も予定していないことから、第四期中期目標期間の実績（平成２９年度配布件数：３万７，４２９件※システム刷新等の影響による実績の高振れがないため、第五期の基準として最も妥当）を基準とし、中期目標期間中毎年度、４万件以上を達成することとする。
・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、J-PlatPat の検索回数については、第四期中期目標期間における利用実績を踏まえつつ、令和元年５月のシステム刷新による利便性の向上等による利用件数の拡大を勘案し、平成３０年度実績値（１億３，８３４万回）に直近の伸び率を考慮した努力目標を加味して当該実績値の１２０％以上を基準とし、中期目標期間中毎年度、１億６，６００万回以上達成することとする。なお、第四期中期目標期間中において、利便性向上のためのシステムの大規模刷新を実施し、既に利用件数が高水準となっていることに加えて、近年の出願件数が減少傾向にあることに鑑みれば、毎年度同水準を維持することは難易度が高い。

［指標に影響を及ぼす環境因子］

・J-PlatPat のユーザーにおける特許出願や研究開発等の知財活動への取組意欲は、経済状況等によって変動することから、上述に設定した目標数値は経済状況等の変化が緩やかであることを前提としている。

２．知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

優れた技術を持つ中堅・中小・ベンチャー企業や地域経済を支える中小企業等の事業拡大や収益向上に向けて、知財の権利取得から事業化までを見据えた戦略的な活用の支援を一層強化する。

第四期中期目標期間においては、知財相談に対応する基盤として４７都道府県に「知財総合支援窓口」を設置し、専門人材の配置、関係機関との連携等を図り、相談体制の整備・強化を進めるとともに、新規相談者の拡大に努めた結果、相談件数は毎年度増加した。さらに、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業成長に向けて、個別の中小企業等に対する重点的な支援を平成２８年度から開始し、目標を上回る具体的な事業成長上の効果（新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等）を実現した。第五期中期目標期間においては、引き続き、拡大された知財相談のユーザー層を維持しつつ、相談担当者への研修の充実等により、相談対応の質の向上に努めるとともに、知財総合支援窓口をはじめとしたＩＮＰＩＴの各相談窓口の一体的な運用や関係機関との連携強化等により、従来以上に包括的・効果的な支援を行う。また、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。

（１）相談窓口による支援の着実な実施

①知財総合支援窓口によるワンストップ支援

全国４７都道府県に設置された知財総合支援窓口については、知財の権利化や活用に新たに取り組むユーザーの掘り起こしを引き続き行いつつ、多様化する相談に的確に対応できるよう、相談対応者への研修の一層の充実等により相談対応の質の向上を図る。

また、ＩＮＰＩＴの各相談窓口による相談支援については、支援事例の共有や勉強会の実施等を通じた窓口間の相互理解・連携の強化等により、各窓口の一体的運用を進めつつ、弁護士・弁理士・デザイン専門家などを派遣できる体制を引き続き整備する。また、中堅・中小・ベンチャー企業に対し、事業戦略及び知財戦略の構築を包括的にできるよう、「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所等の他の中小企業支援機関や、地域金融機関等との連携を強化する。さらに、知財及び標準化に関する総合的な支援に資するため、ＪＳＡとの連携を強化する。併せて、特許庁及び経済産業局が中小企業等からの相談情報を適切に共有すること等により、従来以上に包括的・効果的な相談対応・支援の実現を図る。

②産業財産権手続に関する支援

産業財産権相談窓口において受け付けた出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担当者が共有できる体制を一層充実させるとともに、相談担当者の能

力向上に向けた研修等を実施する。

③営業秘密・知財戦略の構築支援

第四期中期目標期間において、営業秘密管理に係る相談が増加したことを踏まえ、第五期中期目標期間においては、営業秘密情報の保護・活用や権利化等に関する相談に対する対応を強化する。具体的には、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付けた相談に対し、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確に回答・支援するとともに、商工会、商工会議所、地方自治体その他中小企業支援機関等との組織的な連携を強化することにより、知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。

また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、(独）情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開し、営業秘密の流出や漏えい防止を図る。

営業秘密のタイムスタンプ保管システムについては、サイバー攻撃を監視し、攻撃によるシステムの障害発生の防止に努める等、引き続き安定的な運用に努める。

④海外展開に向けた支援

＜海外展開知財支援窓口＞

我が国経済において、海外の成長市場の取り込みは引き続き重要な課題であり、中小企業等の海外展開も引き続き活発な状況にある中、第四期中期目標期間においては、海外展開に伴って生じる知財相談は増加した。これを受けて、第五期中期目標期間においては、引き続き海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーによる支援を提供するとともに、(独）日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ)、(独）中小企業基盤整備機構及びその他中小企業支援機関との連携については、相談支援案件の共有等に加えて、支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部との連携を推進するなど組織的な連携の強化を図り、海外展開を目指す企業等への知財面からの支援の一層の強化を図る。さらに、支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施して、進出後の課題の収集に努める。

また、海外展開に伴う知財に関連した事案等を紹介するセミナー等を引き続きＪＥＴＲＯ等の他機関とも連携し開催する。

＜新興国等知財情報データバンク＞

我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため新興国等知財情報データバンクについては、必要に応じ、利用者のニーズを踏まえた掲載国、掲載情報等の見直しを検討しつつ、引き続き安定的な運用を行う。

⑤ＩＮＰＩＴ－ＫＡＮＳＡＩにおける知財支援

平成２９年７月に設置された近畿統括本部（ＩＮＰＩＴ－ＫＡＮＳＡＩ）については、第四期中期目標期間中に、近畿経済産業局、地方自治体、地域の商工会・商工会議所や金融機関等と緊密な

連携を図った結果、関西地域における相談支援件数の増加といった成果に繋がった。第五期中期目標期間も引き続き関係機関と緊密に連携して、相談支援を実施することに加えて、大阪・関西万博を見据えた企業間連携や産学連携による新事業創出支援や、イノベーション・エコシステムを通じたベンチャー支援など成長企業のロールモデルの創出に資する支援及びそれらに関する情報提供などユーザーニーズに即した支援を積極的に行う。

ＩＮＰＩＴ－ＫＡＮＳＡＩが支援した企業を対象に、継続的な知財戦略の推進及び知財を活用した経営の実践、知財担当者のスキルアップを図ることを目的として、支援先企業同士の相互相談及び情報交換が行える環境を整備し、支援後の継続的なフォローアップを図るとともに、支援先企業同士のネットワーク形成に向けた取組を支援する。

⑥権利取得・戦略的活用の支援のための各種情報の提供

＜相談ポータルサイト＞

支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、よく寄せられる質問内容とその回答について相談ポータルサイトの「よくある質問と回答（ＦＡＱ）」において引き続き掲載する。

＜開放特許情報データベースシステム＞

開放特許の利用促進のため、開放特許情報データベースについては、引き続き安定的な運用に努めるとともに、登録企業へのアンケート調査等を実施することにより利用実態やニーズを把握した上で、必要に応じ見直しを行う。

＜中小企業等特許情報分析活用支援＞

中小企業等に対して、研究開発段階、出願段階等の知財活動の段階に応じた特許情報分析等を提供する。実施にあたっては、企業のニーズ等も踏まえつつ、必要な見直しも行う。

＜フォーラムの開催＞

我が国企業等における知財活用の高度化に資する情報の提供を進めるため、毎年度、フォーラムを開催する。

（２）中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援

第四期中期目標期間においては、地方創生に資する中堅・中小企業やベンチャー企業等に対して、知財を活用した事業戦略の構築など、事業成長に向けた重点的な支援に取り組んだ結果、「４年間で１００社を重点支援し、事業成長が認められた事例を２０件以上とする」との目標に対して、平成３０年度時点の実績はそれぞれ１３０社、４３件と、中期目標を大きく上回る実績を上げた。第五期中期目標期間においては、第四期の取組を通じて蓄積された支援ノウハウ等を十分に活用しつつ、引き続き、地域未来牽引企業をはじめとする地域経済を支える中堅・中小企業やベンチャー企業等を対象に、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長に向けた総合的な支援を一層強化する。支

援に際しては、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門人材を積極的に活用し、支援メニューの多様化を図るとともに、支援先企業の掘り起こし等も含め、経済産業局、地方自治体等の関係機関との連携を強化する。特に、農水分野の支援対象の拡充に向けて、農林水産省等との連携を一層強化する。また、支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長を継続できる体制整備等に努める。

また、重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を把握し、広く公開する。

（３）新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援

①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援

公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等を支援する。

②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援

事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学に対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、知財マネジメントの側面から産学連携プロジェクトに対し、特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じて、事業化等を支援する。なお、本事業の成果をより広く普及させるため、第五期中期目標期間中に必要な見直しを行う。

【成果指標（アウトプット）】

・各窓口及び関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、９千件以上を達成する。

・重点的な支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までに累計２００社以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

・知財総合支援窓口を始めとするＩＮＰＩＴ各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、１３万５千件以上を達成する。【基幹目標】

・重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計５０社以上を達成する。【基幹目標】

［指標の設定水準に関する考え方］

・成果指標（アウトプット）の目標として掲げた、各窓口及び関係機関との連携件数については、ＩＮＰＩＴのみならず関係機関の協力等も必要であるため、平成２８年度から平成３０年度の平均連携件数（８，９３６件）を基準として、９千件以上を達成することとする。また、重点的な支援を行った企業数については、政策上の重要性及び人員・予算を勘案して、第四期中期目標期間の支援実績１５５社に今後期待できる伸び率を考慮した努力目標を加味して当該実績値の１３０％程度を基準とし、２００社以上を達成することとする。

・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、知財総合支援窓口を始めとするＩＮＰＩＴ各窓口の

相談件数については、その大半を占める知財総合支援窓口において第四期中期目標期間に相談対応者の増員を図っており、第五期中期目標期間は第四期中期目標期間と同程度の人員体制で実施することから、知財総合支援窓口の相談件数の平成３０年度の実績等（１３４，３４８件）を勘案しつつ、中期目標期間中毎年度１３万５千件以上を達成することとする。また、重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数については、第四期中期目標は支援企業のうち２０％以上（２０社以上）を目標に設定したが、ノウハウ等の蓄積も勘案した努力目標を加味して、２５％以上を基準とし、５０社以上を達成することとする。なお、事業成長上の効果の判断については、国内売上額、海外売上額、海外事業への投資額、設備投資額の増加や、雇用拡大などを踏まえ、客観的に行う。

［指標に及ぼす環境因子に関する考え方］

・事業構想と密接にリンクする知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・ベンチャー企業においても、経営環境の急速な悪化があると知財活動の資金が不足し活動が停滞することが多い。
・成果指標と効果指標は、経営環境の急速な悪化、例えば、為替の大変動、投資資金の国外流出、エネルギー等のコスト急上昇、大規模な自然災害等により影響を受けるため、緩やかな経営環境変化しか起こらないことを前提にしたものである。

【重要度：高】政府の成長戦略実行計画における中堅・中小・ベンチャー企業の「稼ぐ力」の徹底強化、イノベーション・ベンチャーの創出等に、中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知財の戦略的活用支援の強化と知財マネジメント体制の確立支援等を通じて貢献するため、国等の中堅・中小・ベンチャー企業支援組織と連携して成功事例を創出・拡大していくことは重要度が高い。

【困難度：高】効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、知財総合支援窓口を始めとするＩＮＰＩＴ各窓口の相談件数については、産業財産権に係る相談だけでなく、技術の権利化・秘匿化といった知財戦略に係る相談や農水分野に係る相談など多様化しており、実際に支援に当たる窓口の相談担当者に対する対応能力の向上に向けた研修等を行うとともに、関係機関との連携の強化、さらには、重点的な支援の拡大やすそ野の拡大など支援内容を総合的に充実させていく活動にも取り組む必要があるため、達成の困難度は高い。また、重点的な支援によって事業成長上の効果が認められた企業数については、４年間という限られた期間内で成果を創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の外的要因も影響を及ぼす。さらには、第５期においては、ベンチャー企業や農水分野等への支援対象の拡充を目指すことから成果創出の不確実性が伴うため、困難度が高い。

３．知的財産関連人材の育成

「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供とその活用促進を図る。

第四期中期目標期間では、特許庁職員に対する研修及び調査業務実施者の育成研修を着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材の育成に関しては、企業の知財担当者や経営層向けの研修プログラムの見直し・拡充を行った。第五期中期目標期間では、引き続き、特許庁職員等に対する研修を着実に行うとともに、企業の経営全般における知財戦略の重要性が高まっていることを踏まえ、民間企業等の知的財産関連人材の育成については、知財担当者のみならず、経営層や専門家などターゲットを明確化したよりきめ細かい研修プログラムを充実させ、その利活用促進を図る。

（１）審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施

①特許庁職員に対する研修

特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、その内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要なものに重点化を図りながら、英語による出願に対する対応力向上のための研修を含め、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。

また、全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

②調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（平成２年法律第３０号）に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。

また、特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しながら、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。

（２）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施

①民間企業・行政機関等の人材に対する研修

民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、経済のグローバル化を背景に、オープン＆クローズ戦略等に対する我が国企業の関心の高まりに対応すべく、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えられるよう必要に応じて研修カリキュラムの改善等を行いつつ、適切に実施する。また、産業財産権初心者向けの制度説明会について、特許庁と連携しつつ実施する。

②ＩＣＴを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進

知財を学習しようとする者の学習機会の一層の拡大を図るべく、第四期中期目標期間においては、自己研鑽型のｅラーニング教材を提供するとともに、人材育成の政策的課題として掲げられたグローバル知財マネジメント人材の育成のための教材を開発し、ウェブサイトを通じて提供し、利用者増を図ってきた。第五期中期目標期間においては、より幅広いユーザーのニーズに応じるとともに、これまであまり知財に関心を持たなかった層に対しても効果的に普及させるべく、ＩＣＴを活用した知財人材育成教材の提供を強化する。具体的には、ｅラーニング教材については、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかなコンテンツを体系的・計画的に開発し、企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、中小企業診断士等の対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的に整理すること等により利用拡大を図る。さらに企業の経営者層を対象としたケーススタディ教材を令和３年度までに開発し、ウェブサイト等を活用して幅広く提供するとともに、ＩＮＰＩＴが実施する研修での利用に加え、民間企業等による活用を促し、普及の拡大を図る。

③若年層に対する知財学習支援

＜パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催＞

学生・生徒などの若年層への知財マインドの醸成を目的として、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、第四期中期目標期間においては、共催団体と協力しながら実施するとともに、大学・学校等への個別の広報活動を行い、応募校の拡大を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き同コンテストを共催団体と協力しながら実施するとともに、学生・生徒が知財に触れる機会の更なる拡大を図るべく、大学・学校等に対する広報活動を強化し、応募校の拡大を目指す。

＜明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援＞

第四期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などへの知財マインドの醸成を目的として、主に知財の創造に関する取組に対する知財学習支援を実施してきた。第五期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などに対して、知財の創造のみならず、知財の保護・活用を含めた総合的な知財マインドの醸成を図るべく、更なる支援内容の見直しを図りつつ、実施する。

④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

＜日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進＞

中国、韓国の知財人材育成機関と協力したセミナーの開催や、各国人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力を引き続き実施する。

＜ＡＳＥＡＮ諸国の知財人材育成機関等との連携の推進＞

我が国企業の多くが進出しているＡＳＥＡＮ諸国の知財人材育成機関等との協力・連携を進め、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。

【成果指標（アウトプット）】

・ＩＣＴを活用した知財人材育成用教材の開発数について、中期目標期間終了時までに、累計５０件以上を達成する。

・パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの延べ応募校数について、中期目標期間終了時までに、累計５５０校以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

・ＩＣＴを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時までに、累計８万者以上を達成する。【基幹目標】

［指標の設定水準に関する考え方］

・成果指標（アウプット）の目標として掲げた、ＩＣＴを活用した知財人材育成用教材の開発数については、第四期中期目標期間の実績等（平成２８年度から平成３０年度実績：ｅラーニング教材２８件、ケーススタディ教材１５事例）　を踏まえつつ、政策上の重要性も勘案し、ｅラーニング新規教材を毎年度９件以上、新たなケーススタディ教材を１４事例以上作成することとし、累計５０件以上を達成することとする。また、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの延べ応募校数については、直近実績（令和元年度）における１２２校に直近の伸び率を考慮した努力目標を加味して、毎年度５％増を想定し、次期中期目標期間累計５５０校以上を達成することとする。

・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ＩＣＴを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、第四期中期目標期間の実績（平成２８年度から平成３０年度実績：ｅラーニング約４，０００回（各年度平均視聴数）、ケーススタディ教材：約１万者）を踏まえつつ、幅広いユーザーニーズに即したきめ細かな教材の開発・提供や集合研修の事前学習としてのｅラーニング教材の利用を促すことなどで、利用者層の拡大と利用者数の増加（ｅラーニング教材：５５，０００者、ケーススタディ教材：２５，０００者）を想定し、累計８万者以上を達成することとする。

［指標に及ぼす環境因子に関する考え方］

・上記の民間企業等の人材育成に関する成果指標と効果指標の目標数値は、急速な経営環境の悪化、例えば、為替の大変動、投資資金の国外流出、エネルギー等のコスト急上昇、大規模な自然災害等により影響を受けるため、緩やかな経営環境変化しか起こらないことを前提にしたものである。

【困難度：高】効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ＩＣＴを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、知財の重要性及び利活用の有効性について、ユーザーに浸透しきっていない中で、個人または企業が知財について積極的に学ぶマインドは低く、先ずは知財に関心を持ってもらうための周知活動を重点的に実施する必要がある。また、刻々と変化する社会情勢を踏まえ、不断にユーザーニーズの把握を行いつつ、従来に比べて付加価値の高いコンテンツの開発を行うことから、困難度が高い。

Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項

国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的･効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。

１．業務の効果的な実施

（1）目標管理と進捗管理を基本にすえたＰＤＣＡマネジメント

各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、ＰＤＣＡサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。

また、年度計画の策定に当たっては、必要に応じ既存事業を大胆に見直し、限られたリソースの中で最大限の成果を上げられるよう努める。

（2）組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。

（3）プロパー職員の採用と育成

今後のＩＮＰＩＴの業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。

２．業務運営の合理化

「国の行政の業務改革に関する取組方針（行政のＩＣＴ化･オープン化、業務改革の徹底に向けて）」（平成２６年7月２５日総務大臣決定；平成２８年８月２日改定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築（ＢＰＲ）やＩＣＴ化を推進する。

具体的には、ユーザー向けサービスの向上や業務の一層の効率化に向けて、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を行い、業務プロセスの不断の改善を進める。

また、近畿統括本部や都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、ＩＣＴの利活用を図る。

３．業務の適正化

（１）一般管理費と業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、４％以上（毎年度、前年度比１．３％程度）の効率化を図る。

（２）委託等によって実施する業務の適正化

委託等により実施する業務については、ＩＮＰＩＴが策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。

４．給与水準の適正化

給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。

Ⅴ　財務内容の改善に関する事項

１．財務内容に関する信頼性と透明性の確保

「独立行政法人会計基準（平成１２年２月１６日独立行政法人会計基準研究会策定、平成３０年９月３日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。

２．効率化予算による運営

運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂（平成１２年２月１６日独立行政法人会計基準研究会策定、平成３０年９月３日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

３．業務コストの削減

管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。

４．自己収入の確保

受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修等については、研修の内容・効果等を勘案して適正な受講料を徴収すべく受講料の見直し等を含めた検討を行う。また、更なる自己収入の確保・拡大を図るための措置を検討する。

Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項

１．内部統制の充実・強化

（１）内部統制の基盤の充実

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日付総管査第３２２号総務省行政管理局長通知）を踏まえ、ＩＮＰＩＴの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。

（２）ＩＮＰＩＴの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

ＩＮＰＩＴが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。

また、「サイバーセキュリティ戦略について」（平成３０年７月２７日閣議決定）を踏まえ、ＩＮＰＩＴの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、ＩＮＰＩＴによる立ち入り監査やヒアリングを適宜実施する。

さらに、ＮＩＳＣ（内閣サイバーセキュリティセンター）等の関係機関と連携し、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等についての職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。

２．関係機関との連携強化

中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、ＩＮＰＩＴのリソースを最大限活用するのみならず、既に協力関係にある中小企業支援機関等との一層の連携強化を図りつつ、標準化や農水分野の支援強化なども含め、高度化、複雑化する支援ニーズに対応するため、新たな関係機関等との協力関係の拡大等を図り、それぞれの専門機関の強みを十分に活用し、中小企業等の課題に対し最適な支援を提供する。さらに関係機関等において知財の利活用の効果についても認識を深めてもらい、関係機関等が、中小企業等に対して支援する際に知財の活用の気付きを与えてもらうことにより、新たなニーズの掘り起こしにも期待する。

また、地域におけるユーザーニーズにきめ細かく、迅速に対応するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、地方自治体や地域関係団体、各経済産業局との連携・協力を積極的に推進・拡大する。特に、知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になるよう、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。

さらに、高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、業務遂行・管理における協力や人事交流等について、引き続き特許庁との密接な連携を図る。

３．地方における活動の強化

平成２９年７月に設置したＩＮＰＩＴとして初めての地方拠点である近畿統括本部（ＩＮＰＩＴ－ＫＡＮＳＡＩ）について、設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価し、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。

さらに、近畿統括本部で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、ＩＮＰＩＴ全体の事業としての実施の可否についても検討する。

４．広報活動の強化

ＩＮＰＩＴの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について、ＩＮＰＩＴが運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの分析等も行いつつ、広報活動を強化する。

具体的には、これまでのＩＮＰＩＴの支援の成功事例について、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて一層積極的な広報を行うとともに、ＳＮＳなどの新たな媒体の更なる活用を進める。

また、中小企業等の経営層へのアプローチを強化し、ＩＮＰＩＴの認知度等を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ､商工会･商工会議所等を通じて活用を促す。

５．人工知能（ＡＩ）の活用

第四期目標期間最終年度にサービスの提供を開始した人工知能（ＡＩ）を活用した商標相談チャットボットの利用状況を踏まえ、特許・意匠に係る相談サービスでの利用を含め、人工知能（ＡＩ）の更なる活用の拡大を検討する。また、ＩＮＰＩＴの持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（ＡＩ）の活用についても検討を行う。

６．大規模災害等発生時の対応

自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。

また、大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じＩＮＰＩＴが補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・見直しを行う。

（以上）

（別添）

政策体系における独立行政法人工業所有権情報・研修館

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

- ①経済成長（知的財産施策）
- ②産業育成
- ③産業セキュリティ
- ④対外経済
- ⑤中小企業・地域経済
- ⑥エネルギー・環境
- ⑦生活安全

知的財産政策ビジョン

- ○価値デザイン社会の実現

知的財産推進計画2019

- ○ベンチャーを後押しする仕組み
- ○地方・中小の知財戦略強化支援
- ○知財創造保護基盤の強化

成長戦略実行計画

- ○付加価値の創出・獲得

工業所有権情報・研修館の第5期中期目標期間の方向性

○法人の目的

発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図る。
（独立行政法人工業所有権情報・研修館法第3条抜粋）

○法人の役割

- ■ 我が国の知的財産制度を支える「情報」と「人」という基盤の整備と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目指し、特許庁と密接に連携しながらユーザーへのきめ細かなサービスを提供する我が国唯一の知的財産に関する総合支援機関。
- ■ 工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的に、①産業財産権情報の提供、②知的財産の権利取得・戦略的活用の支援、③知的財産関連人材の育成の実施。

○産業財産権情報の提供

産業財産権情報の基盤システムであるJ-PlatPatのシステムの迅速かつ安定的な情報提供に向けた運用管理と普及活動を推進する。

○知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

知財相談のユーザー層を維持しつつ、相談担当者への研修の充実等により、相談対応の質の向上に努めるとともに、知財総合支援窓口をはじめとしたINPITの各相談窓口の一体的な運用や関係機関との連携強化等により、従来以上に包括的・効果的な支援を行う。
また、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。

○知的財産関連人材の育成

特許庁職員等に対する研修を着実に行うとともに、企業の経営全般における知財戦略の重要性が高まっていることを踏まえ、民間企業等の知的財産関連人材の育成については、知財担当者のみならず、経営層や専門家などターゲットを明確化したよりきめ細かい研修プログラムを充実させ、その利活用促進を図る。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の使命等と目標との関係　（別添）

（使命）

工業所有権（産業財産権）に関する情報の収集、整理及び提供、工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、**工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的**とし、知的財産分野における政策課題・重点施策等に貢献し、我が国産業及び企業の発展に寄与していくため、①**産業財産権情報を提供する基盤インフラの整備と充実**、②**中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援**、③世界最速・最高品質の審査の達成に貢献するための特許庁職員等に対する研修の充実及び**中堅・中小・ベンチャー企業を中心とする知財関連人材育成の機能向上・強化等の推進**を基幹業務として実施。

（現状・課題）

- ○ **全国に設置している知財総合支援窓口や知財分野に精通した専門人材等を活用**し、これまで中堅・中小・ベンチャー企業における知財の権利化、権利の活用、知財戦略策定等に対する支援を着実に実施。
- ○ **知財の総合支援機関**として、①**産業財産権情報の提供、②知財の権利取得・活用、③知財関連人材の育成に係る一体的な支援を通じて蓄積してきたノウハウが強み**。
- ○ 他方、中小企業等の知財の利活用の重要性に対する認識は未だ十分に浸透しているとはいえない状況であり、**中小企業等の知財の重要性に関する認識を高めつつ、総合的な支援の充実に一層努めることが課題**。

（環境変化）

- ○ 近年のデジタル革命によるオープンイノベーション化の進展に伴い、**中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大**。
- ○ 中小企業等における知財の権利取得・活用を促進するため、諸外国の動向も踏まえ、***イノベーションを支える基盤*である知的財産制度の一層の充実が必要**。
- ○ また、企業が技術力を高めるのみならず、**製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが重要**。
- ○ このため、ベンチャーを後押しする仕組み、**地方・中小企業の知財戦略強化支援**、知財創造保護基盤の強化や、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境の整備等が求められている。

（中期目標）

1. イノベーションの基礎となる国内外の特許情報等の収集・整理、提供。特に、**産業財産権情報の基盤システムであるJ-PlatPat等の迅速かつ安定的な情報提供**を実施。
   ◆主な目標：J-PlatPatの検索回数について、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上を達成。
2. **優れた技術を持つ中堅・中小・ベンチャー企業や地域経済を支える中小企業等の事業拡大や収益向上に向けて、知財の権利取得から事業化までを見据えた戦略的な活用の支援を一層強化**。
   ◆主な目標：①知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、13万5千件以上を達成。
   ②重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までに、累計50社以上を達成。
3. 「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、**民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供及び活用を促進**。
   ◆主な目標：ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時までに、累計8万者以上を達成。

国立研究開発法人産業技術総合研究所　中長期目標（案）

令和２年●月●日
経　済　産　業　省

Ⅰ．政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

１．政策体系における産業技術総合研究所の位置付け及び同所を取り巻く状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究開発等の業務を総合的に行う国立研究開発法人であり、産業技術の向上及びその成果の普及を図ることで経済及び産業の発展等に資すること等を目的とし、経済産業省がその所掌事務である「民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること」、「鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること」、「地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと」、「計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること」を遂行する上で中核的な役割を担っている。

産総研は、この役割を果たすため、①鉱工業の科学技術に関する研究開発、②地質の調査、③計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発並びに計量に関する教習、④これらに係る技術指導及び成果普及、⑤技術経営力の強化に資する人材の養成等の業務を行うこととされている[1]。

また、産総研は、「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成28年法律第43号）（以下「特措法」という。）」により、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として「特定国立研究開発法人（以下「特定法人」という。）」に指定されており、世界最高水準の研究開発の成果を創出するとともに、その普及及び活用の促進を図ることで国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。

近年、我が国は、エネルギー・環境制約、少子高齢化、防災など、様々な社会課題に直面しており、その解決が強く求められている。世界を見れば、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等の技術開発や社会実装を通じて、社会のあらゆる場面にデジタル化が波及していくという大きな変革が起こりつつある。

このような状況において、産業技術・イノベーション政策を進めるうえで、社会課題の解決に向けた取組とビジネスモデルの刷新等による経済成長に向けた取組をバランスよく進めるという、これまで以上に困難なかじ取りが求められる。しかし「課題先進国」といわれる我が国が、これを世界に先んじて強力に推進し、将来に向けた具体的な

---

[1] 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年12月22日法律第203号）第11条

道筋を示すことができれば、持続可能な社会の実現を達成しつつ産業競争力の強化を図るという世界に誇れる「強み」を持つ国となる。

我が国が経済発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現に向け、世界に先駆けて社会課題を解決していくことで新たなビジネスや価値創造をもたらすことの重要性については、既に「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月閣議決定）や「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）等において繰り返し強調されている。

そして、「統合イノベーション戦略 2019」（令和元年 6 月閣議決定）や産業構造審議会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（令和元年 6 月）では、多くの研究領域をカバーしている産総研が、その多様性を総合的に生かして、社会課題の複雑性や非常に速い時代変化に対して機動的で課題融合的な研究開発を進めていくことを求めている。

第４期中長期目標期間においては、革新的な技術シーズを民間企業の事業化につなぐ「橋渡し」の役割を果たす産業技術政策の中核的実施機関として、民間資金獲得額を５年間で３倍以上とすることを最重要目標として設定した。この極めて挑戦的な目標を達成するため、産総研は、理事長によるトップマネジメントの下、その「橋渡し」の機能を抜本的に強化すべく、冠ラボやオープンイノベーションラボラトリ（OIL）、技術コンサルティング制度の創設等、新たに様々な取組を行い、組織全体では約 100 億円超[2]の民間資金を獲得する成果を上げた。しかし、当初期待された太陽光発電や風力発電事業などに関連する企業の研究開発投資が消極化したことや、バイオ・医薬品産業では新技術を自前で研究開発するよりも企業買収により獲得する傾向が顕著になり主たる研究開発投資が臨床研究へと重心を移したことなどの環境変化の影響等により、３倍の目標達成には至らなかった。

組織全体で取り組んできた「橋渡し」機能は、産総研が担うべき重要な役割であるが、一方でこのような極めて挑戦的な目標を設定したことは、産総研に目標達成に特化した組織運営、具体的には研究領域単位での縦割りの民間資金獲得に特化した取組を強く促すこととなり、内部的には組織横断的な連携・融合の推進による研究活動、外部との関係では国や社会の様々な要請にバランスよく対応するという国立研究開発法人に求められる役割等に十分に取り組むことが難しい状況を生んだ。

本中長期目標期間では、「統合イノベーション戦略 2019」等の政策的要請や第４期中長期目標期間におけるこのような課題認識に照らし、引き続き産総研が担うべき「橋渡し」を拡充させるとともに、産総研の持つ７つの研究領域という多様性を総合的に生かし、世界に先駆けた社会課題の解決に向けて、国や社会の様々な要請にバランスよく対応することが重要である。

２．本中長期目標期間における産総研の取組方針

---

[2]第３期中長期目標期間平均の２倍超。「日本再興戦略 2016」では、企業から大学・国立研究開発法人等への投資について 2025 年度までの 10 年間で３倍増という政府目標が設定されており、産総研の獲得ペースは政府目標を上回るもの。

上記を踏まえ、令和２年度から始まる新たな中長期目標期間における産総研のミッションは、「世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出」とし、産総研の総合力を活かして国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究機関を目指すために以下に取り組む。

第一に、経済産業政策の中核的実施機関として、社会課題の解決に向けたイノベーションを主導していく。これを実施するためには、複雑な社会課題に対する戦略的アプローチ、多様な研究者や研究領域の更なる連携・融合を図る新たな手法の変革が求められることから、本中長期目標期間における最も重要な目標とする。

第二に、経済成長・産業競争力の強化に向け、第４期に最重要目標として取り組んだ「橋渡し」の拡充をすることで、新たな価値の創造や社会実装を含むイノベーション・エコシステムの強化を図る。圧倒的なスピード感で進むデジタル社会では、オープンイノベーションのあり方も、自前主義にこだわらないことに留まらず、「場」だけではない人的ネットワークによるスピード重視の連携といった変革が求められている。第４期に培った産業界等との連携を重層化し、更なるイノベーション創出を目指す。

第三に、これらのイノベーション･エコシステムを支える基盤的研究、既存の産業分野の枠を超えた領域横断的な標準化活動、地質調査や計量標準に関する知的基盤の整備、技術経営力の強化に資する人材の養成に取り組む。

第四に、特定法人として研究開発成果を最大化するための先駆的な研究所運営に取り組むとともに、技術インテリジェンスの強化・蓄積、国家戦略等への貢献に取り組む。

Ⅱ．中長期目標の期間

産総研の令和２年度から始まる第５期における中長期目標の期間は、５年間（令和２年４月～令和７年３月）とする。

Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第５期中長期目標期間においては、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上のため、産総研の総合力を活かした社会課題の解決、第４期に重点的に取り組んだ「橋渡し」の拡充、イノベーション・エコシステムを支える基盤整備等に取り組む。その際、別紙１に掲げる方針に基づき研究開発を進める。

世界の市場やそのプレイヤーが急速に変化し、必要とされる研究も変化、多様化している情勢に鑑み、産総研に求められる事業に機動的に対応する。特に、特措法に基づき、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合や、その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合に、経済産業大臣から当該知見に関する研究開発その他の対応を求められた際は、全所的な体制を組んで取り組む。

評価に当たっては、別紙２に掲げる評価軸等に基づいて実施する。その際、研究領域等を一定の事業等のまとまりと捉えて「評価単位」とし、評価単位ごとに1．から4．の評価項目について、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価する。

１．産総研の総合力を活かした社会課題の解決

（１）社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発の推進

SDGs の達成やエネルギー・環境制約、少子高齢化などの社会課題の解決と、日本の持続的な経済成長・産業競争力の強化に貢献する Society5.0 の概念に基づく革新的なイノベーションが求められている中、ゼロエミッション社会、資源循環型社会、健康長寿社会等の「持続可能な社会の実現」を目指して研究開発に取り組む。特に、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すための新たなエネルギー・環境技術の開発、健康寿命の延伸に貢献する技術の開発、デジタル革命を促進する技術の開発・社会実装などに新たに重点的に取り組む。

【重要度：高】【困難度：高】

課題先進国である我が国が社会課題の解決と経済成長を実現するために取り組む研究開発は、世界でも類例のない取組であり、多様な研究を効果的かつ着実に実施していく必要があるため。

（２）戦略的研究マネジメントの推進

社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発を推進するため、全所的・融合的な研究マネジメント機能を強化し、産総研の研究内容の多様性と、これまで培ってきた企業や大学などとの連携力を活かし、各研究領域の枠を超えて企業や大学等の研究者とこれまで以上に連携・融合して取り組むよう制度の設計、運用及び全体調整を行う。さらに、各領域の取組や戦略に関する情報を集約し、産総研全体の研究戦略の策定等に取り組む。

【重要度：高】【困難度：高】

社会課題の解決に貢献する研究開発成果は、従来型の研究手法だけでは獲得できず、産総研の研究力を融合し、企業や大学等の研究者とも連携することにより、最大限の総合力を発揮できるよう全体マネジメントに取り組む必要があるため。

２．経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充

（１） 産業競争力の強化に向けた重点的研究開発の推進

第４期に培った橋渡し機能を一層拡充させるため、企業にとってより共同研究等に結び付きやすい、産業ニーズに的確かつ高度に応えた研究を実施する。特に、モビリティエネルギーのための技術や電力エネルギーの制御技術、医療システム支援のための基盤技術、生物資源の利用技術、人工知能技術やサイバーフィジカルシステム技術、革新的材料技術、デバイス・回路技術や情報通信技術の高度化、地圏の産業利用、産業の高度化を支える計測技術などの研究開発に重点的に拡充して取り組む。

【困難度：高】

社会的・技術的動向をタイムリーに把握するとともに、産業界や個別企業との組織対組織の関係を強化し、そのニーズに応える産総研の技術シーズ群を幅広く構築す

ること、さらには企業等との共同研究で高い成果を出し続けることは非常に困難な取組であるため。

（２） 冠ラボやOIL等をハブにした複数研究機関・企業の連携・融合

オープンイノベーションを進めるため、第４期に強化した冠ラボやOILなどをハブとし、これに異なる研究機関・企業の参加を得るよう積極的に働きかけ、複数組織間の連携・融合研究を進め、産学官連携・融合プラットフォームとしての機能を強化・展開する。経済産業省とともに、CIP（技術研究組合）の設立に向けた議論に積極的に参加して産総研の持つ研究や運営に関する知見を提供し、関係企業間の調整等の働きかけを行う。

また、多様な研究ニーズに対応するオープンイノベーションの場を充実するため、TIA推進センター、臨海副都心センター、柏センター等における研究設備・機器の戦略的な整備及び共用を進めるとともに、研究設備・機器を効果的に運営するための高度支援人材の確保に取り組む。

（３）地域イノベーションの推進

地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションを推進するため、地域の中堅・中小企業のニーズを把握し、経済産業局や公設試験研究機関及び大学との密な連携を行う。産総研の技術シーズと企業ニーズ等を把握しマーケティング活動を行うイノベーションコーディネータ（IC）が関係機関と一層の連携・協働に向けた活動を更に充実するため、マニュアルの整備、顕著な成果をあげたICへのインセンティブの付与等を行う。

また、地域センターは、地域イノベーションの核としての役割を果たすため、「研究所」として「世界レベルの研究成果を創出」する役割とのバランスを保ちながら、地域のニーズに応じて「看板研究テーマ」を機動的に見直すとともに、地域の企業・大学・公設試験研究機関等の人材や設備等のリソースを活用したプロジェクトを拡大すること等に取り組む。

（４） 産総研技術移転ベンチャーの創出・支援の強化

産総研の先端的な研究成果をスピーディーに社会に出すことによりイノベーションを牽引し、ひいては我が国の産業競争力強化に貢献するため、生命工学分野等での産総研技術移転ベンチャー企業の創出及びその支援に引き続き取り組む。

また、未来投資戦略や統合イノベーション戦略に掲げる日本型の研究開発型ベンチャー・エコシステムの構築に向けて、現金出資等の施策を活用して、質の高い研究開発型ベンチャー等を多く創出するための支援環境整備を進め、経済産業省等のベンチャー支援政策に貢献する。

（５） マーケティング力の強化

産総研が保有する技術シーズを企業のニーズへのソリューションとして提案する

「技術提案型」と、第４期中長期目標期間に開始した新事業の探索等を企業とともに検討する「共創型コンサルティング」を通じて、企業へのマーケティング活動を、第５期においても、引き続き強化する。

また、大企業から地域の中堅・中小企業まで幅広い企業を対象として、新たな連携の構築や将来の産業ニーズに応えうる研究テーマの発掘や創出を目指し、企業や大学、他の国立研究開発法人、経済産業省等との連携により得た情報の蓄積、IC の活動の充実等によるマーケティング活動を推進する。

（６）戦略的な知財マネジメント

産総研の所有する知的財産権の積極的かつ幅広い活用を促進し、活用率の向上を図るため、保有知財のポートフォリオや出願戦略の見直し等に組織的に取り組む。また、産総研の知財の保護及び有効活用の双方の観点から、企業等へのライセンス活動も含めた適切な知財マネジメントを行う。

（７） 広報活動の充実

産業技術の向上及びその成果の普及等を図るに当たり、企業や大学、他の国立研究機関等の技術的に成果を活用する主体に加えて、行政機関や国民の理解と支持、さらには信頼を獲得していくことがますます重要となっている。このため、職員の広報に対する意識の向上を図るとともに、広報の専門知識や技能を持つ人材を活用し、国民目線で分かりやすく研究成果や企業等との連携事例を紹介する取組等を積極的に推進し、国立研究開発法人トップレベルの発信力を目指すとともに、その効果を把握し、産総研の活動や研究成果等が国民各層から幅広く理解されるよう努める。

３．イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

（１） 長期的な視点も踏まえた技術シーズの更なる創出

基幹的な技術シーズや革新的な技術シーズを更に創出するため、単年度では成果を出すことが難しい橋渡しにつながる基礎的な研究も含め、長期的・挑戦的な研究についても積極的に取り組む。特に、データ駆動型社会の実現に向けて、従来は取得できなかった多種多様なデータの収集を可能にするセンシング技術の開発等、未来社会のインフラとなるような基盤的技術の開発を拡充して行う。

（２）標準化活動の一層の強化

IT/IoT 化等により異分野の製品が繋がるスマート化に関する標準化テーマが増加する中、これらを従来の業界団体を中心とした標準化活動で進めることは難しい。このため、「標準化推進センター（仮称）」を新設し、領域横断的な標準化テーマ等に積極的に取り組むとともに、研究開発段階からの標準化活動の推進や研究領域に係る外部からの標準化相談に対する調整機能等を担う体制の整備など、産総研全体での標準化活動全般の強化に取り組む。

（３）知的基盤の整備と一層の活用促進に向けた取組等

我が国の経済活動の知的基盤として、地質調査や計量標準等は、資源確保に資する探査・情報提供や産業立地に際しての地質情報の提供、より正確な計量・計測基盤の社会・産業活動への提供等を通じて重要な役割を担っており、我が国における当該分野の責任機関として、これらの整備と高度化は重要な役割である。

そのため、国の「知的基盤整備計画」に沿って、地質調査や計量標準に関する知的基盤の整備及び一層の活用促進に取り組むとともに、経済産業省及び関連計量機関等との連携により計量法の執行体制を確保し、我が国の産業基盤を引き続き強化する。

（４）技術経営力の強化に資する人材の養成

技術経営力の強化に寄与する人材の養成・資質向上・活用促進は、産総研が担うべき重要な業務であり、イノベーションスクールやデザインスクール等の人材育成事業の充実・発展を図り、制度利用の促進を進める。

４．研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営

（１）特定法人としての役割

理事長のリーダーシップの下で、特定法人に求められている以下の取組を推進する。

・国家戦略に基づき、世界最高水準の研究成果の創出、普及及び活用を促進し、国家的課題の解決を先導する

・我が国全体のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、産学官の人材、知、資金等の結集する場の形成を先導する

・制度改革等に先駆的に取り組み、他の国立研究開発法人をはじめとする研究機関等への波及・展開を先導する

・法人の長の明確な責任の下、迅速、柔軟かつ自主的・自律的なマネジメントを実施する

（２）技術インテリジェンスの強化・蓄積及び国家戦略等への貢献

産業競争力の強化に向けて我が国が重点的に獲得すべき優れた技術シーズやエマージングテクノロジーを探索・特定し、これらに対して限られたリソースを戦略的に配分するためには、国自らが世界の産業や技術の動向・競争力を俯瞰し、国家戦略を描くための技術インテリジェンスの強化や蓄積が必要となる。

産総研は、国立研究開発法人として我が国最大級の技術インテリジェンス機能を有することから、最先端の技術動向の把握、ゲームチェンジをもたらしうる次なる革新的技術シーズの探索や発掘など、自らのインテリジェンス機能の更なる向上を図るとともに、経済産業省や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（NEDO）の技術戦略研究センター（TSC）に対して技術インテリジェンスを提供し、産業技術に係る知見の蓄積、共有、関係機関の能力向上に貢献できる組織体制を構築する。

また、技術インテリジェンスや人的ネットワークを活かし、国が策定する研究開発の方針等の国家戦略等の策定において、経済産業省やNEDOに対して企画立案段階から積極的に貢献する。

（３）国の研究開発プロジェクトの推進

世界最高水準の技術インテリジェンスを蓄積する特定法人として、経済産業省及びNEDO、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の関係機関と連携しつつ、引き続き、国の研究開発プロジェクトにおける主導的役割を担う。

また、福島再生可能エネルギー研究所やAI研究拠点、ゼロエミッション国際共同研究センター、量子デバイスを含む次世代コンピューティング拠点等、国の施策を推進する上での重要拠点の機動的な設置や効果的な運営を経済産業省等との連携により、着実に推進する。

（４） 国際的な共同研究開発の推進

主要国(G20)のクリーンエネルギー技術分野の研究機関のリーダーを集めた国際会議「RD20(Research and Development 20 for clean energy technologies)」を開催することをはじめ、研究機関間の国際的なアライアンス強化や人的交流を図る。さらに、機微技術の着実な管理に留意しつつ、ゼロエミッション国際共同研究センターを中心とするゼロエミッションと我が国の産業競争力の強化に貢献する国際的な共同研究等を行うことをはじめ、国内のみならずグローバルな視点からの社会課題解決を推進する。

Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項

１．柔軟で効率的な業務推進体制

（１）研究推進体制

特定法人として世界最高水準の研究成果を創出することが求められていることを踏まえ、第５期の最重要目標である社会課題の解決に貢献する研究開発を、既存の研究領域等にとらわれることなく、組織横断的に連携・融合して推進していく組織体制を機動的に構築する。研究領域においては、裁量と権限に伴う責任を明確化した上で、基礎と応用のベストミックスになるように、交付金や人材のリソース配分や他の国立研究開発法人・大学等との連携を行う。

（２）本部体制

第５期の最重要目標である社会課題の解決に貢献する研究開発を進めるため、産総研全体の研究戦略等を策定し、これに基づいて連携・融合して取り組むよう全体調整

を行う全所的・融合的なマネジメントを強化する組織体制を構築する。また、研究者に対する各種事務作業に係る負担を軽減し、研究者が研究に専念できる最適な環境を確保するため、より適正かつ効率的な管理・運営業務の在り方を検討し、推進する。

２．研究施設の効果的な整備と効率的な運営

個別企業との共同研究、国の研究開発プロジェクト、オープンイノベーションの場の提供など、産総研が担う多様な研究業務を進めるために必要な施設を戦略的に整備する。老朽化の著しい施設を廃止し、必要に応じて企業・大学・公設試等の施設を活用すること等により、施設全体を効率的・効果的に運用する。また、施設の有効活用及び研究における連携強化を図るため、企業や大学等による産総研施設の活用をより一層促進する。

３．適切な調達の実施

調達案件については、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、経済産業大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつ、随意契約によることができる場合の規定の適用による特命随意契約や「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」（平成 29 年 3 月 10 日内閣総理大臣総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする特定国立研究開発法人特例随意契約等も活用し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

４．業務の電子化に関する事項

電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広い ICT 需要に対応できる産総研内情報システムの充実を図る。

５．業務の効率化

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（人件費を除く。）の合計について前年度比 1.36%以上の効率化を図る。

なお、人件費の効率化については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規定、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対する説明責任を果たす。

Ⅴ．財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、本中長期目標で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、効率的に運営する。また、保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。

さらに、適正な調達・資産管理を確保するための取組を推進するほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等既往の閣議決

定等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施する。特に、同方針において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、民間企業等からの外部資金の獲得を積極的に行う。

Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項

１．人事に関する事項

研究開発成果の最大化及び効果的かつ効率的な業務実施のため、多くの優れた研究者が自由な発想の下で研究に打ち込める研究所であることが理想であることを認識し、若手、女性、外国人研究者、学界や産業界からの人材等、多様で優秀な人材を積極的に確保するとともに、特に若手研究者が、中長期的な成果を志向した研究に取り組めるよう、採用や人事評価等においては、短期的・定量的な評価に限定せず、挑戦的な研究テーマの構想力や産総研内外との連携構築能力なども勘案する。

他方で、研究成果の見える化を図り、研究者の適性を見極め、研究実施に限らない各種エキスパート職への登用も含めたキャリアパスの見直しを進める。

更に、クロスアポイントメントや兼業、混合給与、年俸制、博士課程等の大学院生を雇用するリサーチアシスタント（RA）などを活用し、他組織との人的連携や人材流動化を促進する。

事務職も登用先を広げ、研究企画、IC などにも積極的に登用し、研究・産学連携のプロデュースおよびマネジメントを行える人材を育てる。

併せて、研究職・事務職に関わりなく 360 度観察などを取り入れた上で、役員を筆頭としたマネジメント層及びその候補者、研究マネジメントを行う人材の育成・研修システムの見直しを行う。

なお、人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

２．業務運営全般の適正性確保及びコンプライアンスの推進

産総研が、その力を十分発揮し、ミッションを遂行するに当たっては、業務全般の一層の適正性確保も必要かつ重要である。このため、業務が適正に執行されるよう、業務執行ルールの不断の見直しに加え、当該ルールの周知徹底等を行い、厳正かつ着実にコンプライアンスを確保する。

３．情報セキュリティ対策等の徹底による研究情報の保護

第４期中長期目標期間中に発生した不正アクセス事案を踏まえ、情報システム及び重要情報における情報セキュリティの確保のための対策を徹底する。また、重要情報

の特定及び管理を徹底する。さらに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。

４．情報公開の推進等

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

５．長期的な視点での産総研各拠点の運営検討

産総研が世界トップレベルの研究機関として、社会課題の解決、経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションを創出するため、つくばセンター、臨海副都心センター、柏センター、福島再生可能エネルギー研究所、各地域センターの最適な拠点の配置や運営について、長期的な視点で第５期中長期期間中に検討を行う。

以　上

（別紙１）第５期中長期目標期間において重点的に推進するべき研究開発の方針
（別紙２）国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸
（別添）　政策体系図
　　　　　国立研究開発法人産業技術総合研究所の使命等と目標との関係

（別紙１）第５期中長期目標期間において重点的に推進するべき研究開発の方針

Ⅰ．社会課題の解決に向けて全所的に取り組む研究開発

１．エネルギー・環境制約への対応

○温室効果ガス大幅削減のための基盤技術開発

温室効果ガスの削減目標を達成するために、新たな環境技術に関する基盤研究を国際協調のもとで推進し、再生可能エネルギーの大量導入を始めとした実証研究により、ゼロエミッション社会の実現を目指す。

○資源循環型社会に向けた資源の高度利用技術とシステム評価技術の開発

資源消費型社会から脱却し資源循環型社会の実現を目指し、機能性材料の開発やリサイクル、並びにそれらの生産時に生じる二酸化炭素や窒素酸化物等の再資源化技術とその評価技術の研究開発を行う。

○環境保全と開発・利用の調和を実現する環境評価・修復・管理技術の開発

産業・人間活動を支える各種開発利用と環境保全とを調和させながら人間社会の質をも向上させるために、環境影響の評価・モニタリングおよび修復・管理する技術の開発・融合を行う。

２．少子高齢化の対策

○全ての産業分野での労働生産性の向上と技能の継承・高度化に資する技術の開発

少子高齢化に対応するため、サービス業を含む全ての産業分野で労働等の投入資源の最適化、従業員のQuality of Work(QoW)の向上、産業構造の変化を先取する新たな顧客価値の創出、および技能の継承・高度化に向けて、人と協調する人工知能(AI)、ロボット、センサなどを融合した技術を開発する。

○生活に溶け込む先端技術を活用した次世代ヘルスケアサービスに資する技術の開発

次世代ヘルスケアサービスの創出に資する技術として、個人の心身状態のモニタリングおよび社会の健康・医療ビッグデータを活用して、疾病予兆をより早期に発見し、日常生活や社会環境に介入することで健康寿命の延伸につながる行動変容あるいは早期受検を促す技術を開発する。

○QoLを向上させる高品質・高機能・高精度な治療・診断技術の開発

アクティブエイジングの実現に貢献する、診断や医用材料を活用した治療に関わる技術および機器の開発や、医療介入から回復期リハビリテーションまで活動的な心身状態を維持向上させる技術を開発する。

３．強靭な国土・防災への貢献

○強靭な国土と社会の構築に資する地質情報の整備と地質の評価

地質災害に対する強靭な国土と社会の構築に資するため、最新知見に基づく活断層・津波・火山に関する地質情報の整備を行うとともに、地震・火山活動および長期的な地質変動の評価・予測手法の開発を行う。

○持続可能な安全・安心社会のための革新的インフラ健全性診断技術および長寿命化技術の開発

革新的なインフラ健全性診断技術およびインフラ長寿命化に向けた技術開発を行う。開発した技術は産学官連携による実証試験を通して早期の社会実装を目指す。

II. 経済成長・産業競争力の強化に向けて各領域で重点的に取り組む研究開発

１．エネルギー・環境領域

○モビリティエネルギーのための技術の開発

将来モビリティとそのエネルギーの普及シナリオを策定し、それらに基づき、カーボンニュートラル燃料、オンボード貯蔵・変換・配電デバイス、パワーソース最適化技術、高効率推進システムなどを開発する。

○電力エネルギー制御技術の開発

電力エネルギーを高効率かつ柔軟に運用するために、電力制御機器用の超高耐圧デバイスなどの開発、高いエネルギー密度で電力を貯蔵できる安全で低コストな高性能二次電池などを開発する。

２．生命工学領域

○医療システムを支援する先端基盤技術の開発

個々人の特性にカスタマイズされた医療を目指し、バイオとデジタルの統合により蓄積した大量の個人データやゲノムデータを個別化治療法の選択や創薬開発に活用するとともに、再生医療の産業化に向けた基盤技術により医療システムを支援する。

○バイオエコノミー社会を実現する生物資源利用技術の開発

バイオエコノミー社会の創出のため、植物や微生物等の生物資源を最大限に利用し、遺伝子工学、生化学、生物情報科学、環境工学等の多層的視点から生命現象の深淵を明らかにするとともに、その応用技術を持続性社会実現に向けて利活用することを目指す。

３．情報・人間工学領域

○人間中心のAI社会を実現する人工知能技術の開発

AI-Readyな社会を実現するために、説明可能で信頼でき高品質なAI、実世界で人と共進化するAIを実現する技術を開発する。

○産業や社会システムの高度化に資するサイバーフィジカルシステム技術の開発

循環型社会を牽引する技術として、社会の活動全体をサイバー空間に転写し HPC・AI・ビッグデータ技術を駆使して産業や社会変動の予測や最適化を可能にし、さらにサイバー空間での計画をフィジカル空間に作用させ介入・評価・改善する一連のプラットフォーム技術を開発する。またそれらに係る安全と信頼を担保する、セキュリティ強化技術やセキュリティ評価技術、セキュリティ保証のあり方について研究開発する。

○ライフスペースを拡大するモビリティ技術の開発

日常生活における人の移動の自由度を高め、新たなモビリティサービスの実現に貢献するために、身体機能、認知機能、知覚機能、社会心理などの影響因子に起因するバリアを低減し移動を支援する技術および、移動することにより発生する価値を向上させる技術を開発する。

４．材料・化学領域

○ナノマテリアル技術の開発

革新的機能発現が期待されるグラフェン等の二次元ナノ材料や、高品位ナノカーボンの部素材化技術などを開発する。また、快適で安全な生活空間を創出するため、多様な環境変化に応答するスマクティブ材料などを開発する。

○スマート化学生産技術の開発

原料多様化の加速と生産効率の向上のため、バイオマス等の未利用資源から機能性化学品・材料を合成する技術や所望の機能性化学品・材料を必要な量だけ高速で無駄なく合成する触媒・反応システムなどを開発する。また、材料データの利活用を加速して新材料の開発競争力を強化するため、材料診断技術、計算材料設計技術などを開発する。

○革新材料技術の開発

次世代社会の根幹を支える革新材料として、異種材料間の接合及び界面状態並びに材料の微細構造を制御することによって、機能を極限まで高めた材料や軽量で機械的特性に優れたマルチマテリアルなどを開発する。

５．エレクトロニクス・製造領域

○情報処理のエネルギー効率を飛躍的に向上させるデバイス・回路技術の開発

高度な情報処理を超低消費電力で実現するために、高速、超低エネルギーで書き換え可能な不揮発性メモリや低電圧で動作するトランジスタなどのデバイス技術、AI チップなどの回路設計技術、高機能化と低消費電力化を両立する 3 次元実装技術などを開発する。また、これらの技術の開発および橋渡しに必要な環境を整備する。

○データ活用の拡大に資する情報通信技術の開発

データ活用シーンの拡大と新規創出の基盤として、大容量データを低遅延かつ高エネルギー効率で伝送する光ネットワークと、これに関連するフォトニクスデバイスや高周波デバイスなどを開発する。

○変化するニーズに対応する製造技術の開発

社会や産業の多様なニーズに対応するため、変種変量生産に適した製造技術、高効率生産を実現するつながる工場システム、高機能部材の製造プロセス技術などを開発する。

６．地質調査総合センター

○産業利用に資する地圏の評価

地下資源評価や地下環境利用に資する物理探査、化学分析、年代測定、微生物分析、物性計測、掘削技術、岩盤評価、モデリング、シミュレーション等の技術開発を行う。

７．計量標準総合センター

○ものづくりおよびサービスの高度化を支える計測技術の開発

自動車を始めとするものづくり産業における高品質な製品製造、および新興サービスを支える IoT や次世代通信基盤等の信頼性確保に不可欠な計量・計測技術の開発・高度化を行う。

○バイオ・メディカル・アグリ産業の高度化を支える計測技術の開発

医療機器の高度化を支える医療放射線等の評価技術、生体関連成分の利用拡大を可能にする定量的評価や機能解析技術、更に豊かで安全な生活に不可欠な食品関連計測評価技術等の開発・高度化を行う。

○先端計測・評価技術の開発

量子計測、超微量計測、極限状態計測等、既存技術の延長では測定が困難な測定量・対象の計測・評価技術の開発を通して、新たな価値の創造に繋がる先端計測・評価技術の実現を目指す。

III．イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

１．基盤的技術の開発

○多種多様なデータを収集可能にするセンシングシステム技術の開発

データ駆動型社会において求められる基盤技術として、従来は取得できなかった多種多様なデータの収集を可能にするセンシング技術、収集したセンシングデータの統合により新たな情報を創出する技術、および、これらに用いる材料・プロセス技術などを開発する。

〇非連続な技術革新をもたらす量子状態制御基礎技術の開発

情報処理通信をはじめとする様々な産業分野に非連続な技術革新をもたらす量子コンピューティングや量子センシングなどの実現に向けて、量子デバイス作製技術や周辺エレクトロニクスを含む量子状態制御基礎技術を開発する。

〇バイオものづくりを支える製造技術の開発

動物個体や動物細胞を利用した新たなバイオ素材、医薬品化合物の探索、新規製造方法の確立をするとともに、新しいバイオ製品を生み出す次世代ものづくりのためのシーズ発掘および基盤技術開発を行う。

〇先進バイオ高度分析技術の開発

バイオ関連技術における測定・解析を含めた評価技術の高速・高感度化やこれまで困難とされた生体物質の測定を可能とする新規な技術開発を推進し、バイオ医薬品の品質管理技術の高度化、バイオ計測標準技術に加えこれからのバイオものづくりなどへのサポートを展開する。

〇データ連携基盤の整備

産総研の研究活動の結果または過程として取得されたデータおよび外部のオープンデータを、オンラインアクセスが可能な形式でデジタルデータ群として情報システムとともに整備し、知的資産を体系化、組織化することで社会の基盤的価値の提供を行う。

２．標準化の推進

〇パワーデバイス、パワーデバイス用ウェハに関する標準化

SiC ウェハの評価方法に関する国際標準化により、次世代パワーデバイス応用の早期実現を促す。

〇再生可能エネルギーの主力電源化に向けた標準化

再生可能エネルギーの主力電源化のために、分散型電源システム及び系統連系に関する国際標準化を推進する。

〇デジタル・サービスに関する標準化

データ駆動型のデジタル社会を進展させるため、実証実験が拡大する中、特定の利用シーンにおける個別システムは領域横断的なデータ利用、アプリケーション連携、認証・認可などを垂直統合し部品の再利用を阻害しているが、社会制度を考慮したデジタル・サービスの標準的な参照アーキテクチャをデザインし技術的な観点から評価を与えた上で、国内外の関連機関とも連携して国際的な標準化を推進する。

〇機能性材料等の再資源化及び評価技術の標準化

機能性材料やそれを使用した製品の再資源化に関する品質・性能の評価方法に関する標準化を推進する。

〇海洋プラスチック等に関する生分解性プラスチック材料等の合成・評価技術の標準化

海洋プラスチックなどの廃棄プラスチックの世界的課題に対して、海洋生分解性プラスチックの機能評価手法（含劣化試験）等の提案や品質基準に対する標準化を推進する。

〇土壌汚染等評価・措置に関する各種試験方法の標準化

土壌や環境水の合理的かつ低環境負荷の汚染評価・措置を推進するために、再現性が高い各種試験方法の開発および標準化を目指す。

〇水素の効率的利用を実現する計量システムの標準化

安心かつ効率的な水素利用の実現に向けて、水素取引に必要な流量や圧力などの計量標準および関連した産業標準を整備する。

３．知的基盤の整備

〇地質調査のナショナルセンターとしての地質情報の整備

知的基盤整備計画に沿った国土及びその周辺海域の地質図幅・地球科学図等を系統的に整備するとともに、海底資源確保や都市防災に資する地質情報を提供する。

〇地質情報の管理と社会への活用促進

地質情報データベースや地質標本の整備・管理を行い、効果的に成果を発信することにより、地質情報の社会への活用を促進する。

〇計量標準の開発・整備・供給と活用促進

SI 単位の定義改定も踏まえた次世代の計量標準の開発並びに、産業・社会ニーズに即した計量標準の開発・整備を行うとともに、整備された計量標準を確実に供給する。更に計量標準の活用促進に向けて、計量トレーサビリティシステムの高度化を進める。

〇計測技術を活用した適合性評価基盤の構築

国際同等性が担保された信頼性の高い計測標準を活用し産業標準を制定するとともに、それらに対応した適合性評価基盤を構築する。

（別紙２）国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

評価項目	評価単位	評価軸	関連する評価指標
１．産総研の総合力を活かした社会課題の解決	エネルギー・環境領域 生命工学領域 情報･人間工学領域 材料･化学領域 エレクトロニクス･製造領域 地質調査総合センター 計量標準総合センター	○社会課題の解決に向けて、戦略的に研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか	・テーマ設定の適切性（モニタリング指標） ・具体的な研究開発成果 ・論文数（モニタリング指標） 等
	研究マネジメント	○社会課題の解決に向けて、産総研の総合力を活かして連携・融合して研究に取り組むための全所的研究戦略を策定し、その実現に向けた研究マネジメントができているか	・具体的な研究マネジメントの取組状況 等

２．経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充	エネルギー・環境領域 生命工学領域 情報･人間工学領域 材料･化学領域 エレクトロニクス･製造領域 地質調査総合センター 計量標準総合センター	○第４期に構築した橋渡し機能を拡充し、産業ニーズに的確かつ高度に応えた産業競争力の強化に結びつく研究開発が実施できているか	・テーマ設定の適切性（モニタリング指標） ・具体的な研究開発成果 ・民間からの資金獲得額（モニタリング指標） 等
	研究マネジメント	○複数組織の連携・融合によるオープンイノベーションの場の創出に取り組んでいるか ○公設試験研究機関等との連携による地域イノベーションの推進に取り組んでいるか ○産総研技術移転ベンチャーの創出や支援の強化に取り組んでいるか ○広報活動の充実が図られているか	・複数組織の連携･融合によるオープンイノベーションの取組状況 ・地域イノベーション推進の取組状況 ・産総研技術移転ベンチャーの創出･支援の強化の取組状況 ・広報活動の充実に向けた取組状況 等

３．イノベーション・エコシステムを支える基盤整備	エネルギー・環境領域 生命工学領域 情報・人間工学領域 材料・化学領域 エレクトロニクス・製造領域	○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか	・テーマ設定の適切性（モニタリング指標） ・具体的な研究開発成果 ・論文数（モニタリング指標） 等
	研究マネジメント	○標準化活動の一層の強化に取り組んでいるか ○技術経営力の強化に寄与する人材の養成に取り組んでいるか	・標準化活動の取組状況 ・技術経営力の強化に寄与する人材育成状況 等
	地質調査総合センター 計量標準総合センター	○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか ○国の知的基盤整備計画に基づいて着実に知的基盤の整備に取り組んでいるか	・テーマ設定の適切性（モニタリング指標） ・具体的な研究開発成果 ・論文数（モニタリング指標） ・知的基盤整備の取組状況 等

４．研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営	研究マネジメント	○特定研究開発法人として求められている取組を推進できているか ○国の施策等への貢献に取り組んでいるか	・特定研究開発法人としての取組状況 ・国の研究プロジェクト等への取組状況 等

（別添）

国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）に係る政策体系図

◆ 法人固有の目的及び業務（産総研法）

鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務の総合的な実施

鉱工業の科学技術に関する研究開発 / 地質の調査 / 計量標準の設定等

技術指導及び成果普及、人材の養成等

◆ 特定国立研究開発法人としての使命

・世界最高水準の研究開発成果の創出と普及・活用の促進
・イノベーションを強力に牽引する中核機関
・制度改革等への先駆的な取組

◆ 日本のイノベーションを巡る状況

• 世界は圧倒的な規模とスピードでイノベーションを創出、・日本の産業競争力、研究力の相対的低下、
• 社会課題（環境・エネルギー問題、少子高齢化、防災等）の顕在化

◆ 国の政策：国家戦略等の政府方針

• 日本再興戦略、・未来投資戦略、・統合イノベーション戦略2019、・産業構造審議会研究開発・イノベーション委員会中間とりまとめ(2019年6月)

第5期中長期目標期間における産総研のミッション

世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出

1．産総研の総合力を活かした社会課題の解決

産総研の総合力を活かし、国研として解決に貢献すべき社会課題に応じて内外のリソースを機動的かつ柔軟に融合させた研究開発戦略及び推進体制を提案・構築し、スピーディーに実行していくことが重要。

【重要度：高】【困難度：高】

2．経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充

地域を含めより多様なプレイヤーを糾合し、単なる個別技術のニーズとシーズのマッチングを越え、社会課題解決や産業競争力強化につながる新たな社会システムや産業構造の実現までを視野に入れた、橋渡しを推進。

【困難度：高】

3．イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

多様な技術シーズの継続的創出、イノベーション人材の育成、標準化活動の強化、並びに計量標準及び地質情報に関する知的基盤の整備及び利用促進など、イノベーション・エコシステムを支える基盤・環境を着実に整備。

4．研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営

理事長のリーダーシップのもと、特定法人として世界最高水準の研究成果の最大化を目指し、柔軟で効果的な組織体制及び業務運営体制を構築するための取組を推進。

国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)の使命等と目標との関係

(使命)

経済及び産業の発展等に資すること並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、**「鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務」、「地質の調査」、「計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務」、これらに関連する「技術指導及び成果の普及」**等の業務を行う。

また、世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれる組織として**「特定国立研究開発法人」に指定**されており、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが強く期待されている。

(現状・課題)

○ 第４期は、理事長によるトップマネジメントのもと、**橋渡し機能の強化に向けて、冠ラボやOIL、技術コンサルティング制度の創設**等により、民間資金獲得額は約100億円超の成果を上げた。

他方、民間資金獲得に係る極めて挑戦的な目標(＊)は、民間企業の研究開発環境の変化等により達成に至らず、またこの最重要目標が**民間資金獲得に特化した取組を強く促すこととなり国や社会の様々な要請にバランス良く対応する法人運営が困難**な状況。

○ 現下の環境変化を踏まえ、**多くの研究領域をカバーしている産総研が、その多様性を総合的に生かし、社会課題や非常に速い時代変化に機動的かつ課題融合的な研究開発を進めていくことが重要**な課題。

（＊）民間資金獲得額を今期（第４期）中に３倍以上とする目標

(環境変化)

○ 近年、我が国が直面する、エネルギー・環境制約、少子高齢化、防災などの様々な社会課題の解決に向けた対応が強く求められており、また、世界の潮流としては、IoT、ビッグデータ、AI等の技術開発や社会実装の進展や社会のあらゆる場面でのデジタル化など、大きな変革が起こりつつある。

○ このような状況下における産業技術・イノベーション政策は、**社会課題の解決に向けた取組とビジネスモデルの刷新等による経済成長の実現の両立を目指すこととなり、これまで以上に困難**なかじ取りとなる。

○ 他方、「課題先進国」といわれる我が国が、この**「持続可能な社会の実現を達成しつつ産業競争力の強化を図る」という両立に向けた取組を強力に推進し、世界に先んじて将来に向けた具体的な道筋を示すことができれば、世界に誇れる「強み」を持つ**国となる。

(中長期目標)

「**世界に先駆けた社会課題の解決と経済成長・産業競争力の強化に貢献するイノベーションの創出**」を法人のミッションとし、以下の取組により、 産総研の総合力を活かして国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究機関を目指す。

1．**経済産業政策の中核的実施機関**として、社会課題の解決に向けたイノベーションを主導するため、**多様な社会課題に対する戦略的アプローチ、多様な研究者や研究領域の更なる連携・融合を図る新たな手法の変革**に取り組む。【最重要課題】

◆主な目標：社会課題の解決に向けて、全所的研究戦略を策定し、戦略的な研究開発を実施。

2．第４期に最重要課題として取り組んだ**「橋渡し」の役割を更に拡充**する。

◆主な目標：産業ニーズに的確かつ高度に応えた産業競争力の強化に結びつく研究開発を実施。

3．これら**イノベーション・エコシステムを支える基盤的研究、新たな取組手法が求められる領域横断的な標準化活動、地質調査や計量標準に関する知的基盤の整備、技術経営力の強化に資する人材の養成**に取り組む。

◆主な目標：長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施。

4．技術インテリジェンスの強化・蓄積、**国家戦略等に貢献しつつ、研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営**に取り組む。

◆主な目標：国家戦略に基づいた研究プロジェクトの推進、制度改革等への先駆的な取組を実施。